

第75回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成28年12月7日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
			12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (1名)	11番	石黒 永剛		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。議員の皆様、そして、町当局の皆様には、本日のご出席を賜りまことに御苦労さまでございます。

今日も、昨日に比べると、また、少し、冷え込みが厳しいように思います。

今日、明日と2日間、9名の議員による一般質問が始まります。町長におかれましては、なかなかのハードワークになるのですけれども、よろしくお祈りします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

なお、石黒議員より体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いします。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員からの質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

師走に入りまして、あと20日余りで29年に変わろうとしております。

先月でしたか、学校のオープンスクールにまいりました。そして、子供たちが半数以上の子が大きなマスクをしておりました。風邪を引いたり、予防ということでしたので、こうやって温度差が暖かい時があれば、急にまた、温度が6度とか下がります。ノロウイルスとか、鳥インフルエンザというふうなものはやっぱりしておりますので、皆さん、体には十分気をつけられて、新しいよい年を家族そろって迎えていただくよう思います。

本日は、2件の一般質問をさせていただいております。

1点につきましては、町の総合計画、第2次が先日前日お示しされました。そして、私が、7月と10月に町長の全員協議会の中で商工会と手を組んで若者の雇用の場を増やして、そして町のにぎわいをつくりますと、こういうように載っております。ちょっとちょっとということで、それをするためには、どうして、そのようにされるのですかと伺いましたら、まだ、それはこれからであるということで、なかなかまだ、細部まではいっていませんでした。

ですから、昨日、お示しされて、13日に再審議、新しく2次計画の審議がされるわけなのですけれども、私は、1次計画、総合計画の1次の検証ということで、本日、聞かせていただきまして、各課が取り組みまして、それぞれできてよかった点は、このようにできた

こと。そして、町がこのようによくなったぞと。そして、できなかった分は、こんな問題があってできなかったと。それは、こういうふうに反省をしながら、そしてまた、その2次計画につなげていかないと、また、同じ過ちと言いましょか、繰り返しのことになるのじゃないかという気がしております。

ですから、それぞれの課が、やはりその取り組んだ事柄に対して、順次、お示しいたでき、そして、その2次計画に、さらによくなるように励んでいただけたらと思います。

昔から、過去の事柄を学び、歴史を学び、どういう生活をし、どういう風土で、どういう食生活、そして、どういう仕事をしておった。そして、そういうことを学びながら現在はどうであろうか。そして、現在の現状把握をしながらPDCAを回していけば、昨日より今日、今日より明日、一歩ずつでも前進して、町がよくなっていくのじゃないかと思いません。

ですから、そこらへんのことについて、十分、今日、時間がありますので聞かせていただきたいと思えます。

そして、もう1件は、上月保育園のことにつきましては、質問席からの質問とさせていただきます。

この場での質問といたします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。本当に寒くなってまいりました。本当に十分、健康にお気をつけいただきたいと思えます。

12月議会、今日、明日、2日間にわたりまして、9名の議員の皆さんからのご質問の通告を受けております。それぞれ、私なりに、今、思うところ、また、お答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、最初に岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、岡本議員の第1点目のご質問であります第1次の町の総合計画の検証結果についてのご質問にお答えをさせていただきます。

第1次総合計画の検証につきましては、各担当課におきまして達成状況の把握を行い、それぞれの施策の達成度により、完結したもの・継続するもの・改善するもの・廃止するものなどに区分して、今回、策定をいたしました第2次の総合計画への反映を行っております。

ご質問では、各担当課長から、それぞれの担当課の取り組み状況を答弁をということでもありますけれども、一般質問は、町長への質問であります。まず、私が、総括的に当然お答えをさせていただきます。また、補足の説明等必要であれば、担当課長のほうからも、私のほうの指示によって、答弁をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、第1次の総合計画のうち、後期基本計画では138の施策を計上し、そのうち達成度80パーセント以上の評価の中で、80パーセント以上の施策につきましては26施策、50パーセントから80パーセント、半分以上は達成できているというふうに評価いたしましたのが86施策となっております。主要施策の80パーセント以上が、おおむね達成できたのではないかなというふうに、私自身は考えております。

各それぞれの分野ごとの達成状況について、数例ずつでありますけれども、例を挙げて報告させていただきます。

まず、第1節の「人々がふれあい輝く自立と協働のまちづくり」の分野では、まちづく

り基本条例の制定について平成 25 年 3 月に制定して、住民と行政の役割を明確化し、まちづくりを進める基礎の構築を行いました。

第 2 節の「時代に対応した行財政基盤の確立したまちづくり」分野では、職員定数適正化について、平成 17 年の合併当時での職員数は 414 人でしたが、平成 28 年 4 月現在の職員数は 258 人と大きく減少し、職員定数の適正化を図ってきたところであります。一方、行財政運営効率化の推進につきましては、P F I 事業、これは民間資本・ノウハウを活用した公共施設のサービスや整備の導入や指定管理者制度の活用による効率的な事業見直しを計画しておりました。P F I 事業の活用はございませんが、民間企業と有限責任事業組合を構成して太陽光発電事業などに取り組んでおり、上水道の管理・運転などについても民間委託を実施するなど、民間の活力とノウハウの導入を行ってまいりました。また、指定管理者制度の導入においても可能な限りの導入を行っている状況となっております。第 2 次総合計画においても民間活力の導入を継続する計画としていたしております。

第 3 節の「共に支えあう健康と福祉のまちづくり」分野では、地域包括ケアシステムの推進につきまして、拠点施設である佐用町地域包括支援センターを設置して、包括的・継続的ケアマネジメント業務や介護予防マネジメントなどの事業を実施をいたしております。高齢者福祉施設の充実につきましては、平成 26 年に朝霧園の一部改修を実施しておりますが、老朽化が進む中、移転や改築などを考える時期に差しかかっており、第 2 次総合計画において継続する計画といたしております。また、子育て環境の整備について、保健師や家庭児童相談員による相談業務のほか、ファミリーサポートセンター事業、ママプラザ事業を通じて子育てを応援をいたしております。食育の推進については、第 1 次食育計画の評価と第 2 次食育計画の策定を行い、計画に沿った食育を推進しているところであります。

第 4 節の「美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくり」分野では、文化財の保護と保全につきまして、文化財保護法や佐用町文化財保護条例による埋蔵文化財や一般文化財の保護を行っております。また、利神城跡・平福御殿屋敷跡の国指定に向けた取り組みも継続して行い、歴史的文化財の保護はもちろんのこと、観光資源としての利活用を図るための取り組みを行っております。また、循環型社会施設の整備と佐用クリーンセンター跡地の利活用につきましては、平成 25 年 4 月には、にしはりまクリーンセンターが稼働して、それまで 2 分別でありました資源ごみの分別収集については 17 分別に改め、住民の方々のご理解とご協力のもと、循環型社会への取り組みが大きく進んだところであります。佐用クリーンセンター跡地の利活用につきましては、今後も活用方法について検討を進めてまいりますので、第 2 次総合計画において継続する施策といたしております。

第 5 節の「快適で便利な定住と交流のまちづくり」分野では、町内拠点を結ぶアクセス道路の整備につきまして、県事業では徳久バイパス、徳久トンネルの開通や橋梁の点検などを行いました。また、生活交通の確保と対策につきましては、デマンド型バス「きよさよサービス」などを基本にして、路線バスやコミュニティバス、タクシー運賃助成事業などと連携しながら、公共交通サービスの充実に努めてまいりました。また、Uターン対策と空き家情報の公開につきましては、これまで空き家・空き地情報の公開を行い、賃貸や売買について成果は少なからずありましたが、Uターンなど移住を促進するまでの効果は、大きな効果は見られませんでした。しかしながら、今年度より定住対策室の増員や地域おこし協力隊の採用などにより、定住の促進に注力する体制を整え、強化を図るよう取り組んでおります。

第 6 節の「生きる力と豊かなこころをはぐくむ教育と文化のまちづくり」の分野では、地域と連携する学校・園づくりの推進につきましては、地域ぐるみで子供たちの成長を支え、地域に根差し開かれた学校・園をつくるため、地域主体の教育活動と積極的に連携し、

園と地域が一体となった子供たちの教育に取り組んでおります。また、学校・園規模適正化事業につきましては、保育園7園・小学校6校となりましたが、今後の園児・児童数の減少などにより規模適正化の検討を進める必要がありますので、継続する施策といたしております。

最後に第7節の「地域の特性を生かした産業を活性化し働く場所を創出するまちづくり」分野では、農業生産基盤の整備について、ほ場整備や農道整備など農業基盤の整備や獣害対策など講じてきたところであります。また、木材ステーションさよらの整備など、農林業に関する活性化にも取り組んでおります。一方、達成率の低いものとしたしましては、ワークシェアリングの普及と啓発があり、全国的なこれは啓発が行われましたが、長引く景気の低迷や事業規模の縮小もありまして、本町の経済活動になじまないために特別な事業展開は行いませんでした。これにつきましては、第2次総合計画には盛り込まないことといたしております。

このように、第1次総合計画の検証結果を踏まえ、達成度の高いものは次の展開を図る施策やその拡充、継続を図ることとし、達成度が不十分のものは、その改善策の展開を図ること、また低いものについてはそれにかわる施策や廃止も検討した上で、町民の方々からいただきましたアンケート結果や、パブリックコメントで寄せられましたご意見を考慮して、今回、策定の第2次総合計画に盛り込んだところであります。

なお、去る11月29日に開催のまちづくり推進会議における佐用町総合計画審議会に諮問をし、第2次総合計画について妥当な内容であるとの答申を受けておりますことを、報告をさせていただきます。ご質問に対するこの場での私の総括的な答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 町長の報告の中で、職員の適正化ということで、414人の職員が、今、258人に減ってきて、人件費も相当軽減いうのか、ほかの積極的な分に回すことができるようになりました。

しかし、この適正化計画の中で、人口がどんどんと減少している中で、町民からは、いろいろな多くのサービスを求められておりますので、何ぼというのは、ちょっと判断的に難しいかと思いますが、将来は町長は、どれぐらいな分で、人口に対して職員がどれぐらいなのが適正かという、何かお考えはどのように思っていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こうした町の運営行政を行う上で、そこに必要な人材、職員、これは、その町のいろんな状況によって、町々によって、かなり違っております。町の大きさも、また、町や市の自治体の大きさもありますし、また、そのいろいろな人口構成とか、また、町のいろんな仕事、産業によっても違ってまいります。

だから、なかなか他の市町村と、それを比較して適正な人員が何人だという、その正解というのは、なかなか出ないのですけれども、私は、1つは、財政的に佐用町のこの町を運営していく上で、やはりその人件費にかかる割合、こういうものは1つの限度、限りが

あると思います。

いろいろな施策、また、町民皆さんへの行政サービス、福祉サービス、こういうことを十分に行っていくためには、職員というのはたくさんいたほうがいい場合のほうが多いですね。

ただ、それはやっぱり財政規模の中で、どうしてもそれにかかる人件費ばかりをかけていたのでは、また、そうしたしっかりと町民皆さんへのサービスへのお金が、それがちゃんと確保できないのであれば、ここは職員を少なくしていくという、人件費を削減するということが必要だと思います。

そういう中で、今、258名。これ財政規模とか、町の一般的なこの比較から見れば、まだ、決して少ないとは言えません。多いほうだというふうに思うわけです。しかし、そういう中であっても、佐用町において、今、どういう分野に人が、職員を、より手厚く配置しなきゃいけないか。これから、例えば、町民皆さんの健康づくり、こうした元気な健康寿命を延ばしていかなくちゃいけない。総合的にこうした指導を行っていく保健師でありますとか、また、子供たちの、今、児童数が減っていますけれども、そういう子供の子育ての環境、保育園等を充実していくために保育士も、先般も職員採用の中でも増員を逆にいたしました。

そういう分野で必要なところは増員をし、また、何とか効率的に運営をしていく中で、職員が少しでも人件費を削減できるところは削減をしていくという考え方で、町の総合的な運営を行っていかなくちゃいけないという考えをいたしております。

結論といたしまして、何人が適正かということは、これは正解はないのですけれども、合併時414人というところからスタートした佐用町、11年たって、今、258名という形になっています。これは、これからも若干の、まだ、定数については削減が必要かと思っておりますが、一気にこれ以上、大きく削減するということは、当面、財政が許す限り、私は、もう削減よりかは、そうした重点的な職員のこの配置ということ、こういう点にも力を入れていかなくちゃいけないと思っておりますので、そういう中で、258人が250人、240人というところは、若干、その時の状況によってあると思いますけれども、職員を育てていくという点、また、今回も県への派遣とか、いろんな職員の能力アップ、そういう研修もさせていかなければなりません。そういう意味での職員の仕事全体の中で、そういう時間もとれるような職員の定数配置もしなきゃいけないなというところもあります。

そういうお答えにさせていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） はっきりした数字というのは、なかなか何ぼというのは決められないかもわかりません。

しかし、太子のように面積が佐用と比べて小さく、そして人口も多いということであれば、インフラの投資にしても道路管理、そして同じ水道管、下水、そういう保守にしても随分と安くできるわけでございますので、佐用のように大きければ、それだけ家が散在しておりますし、やはりコストが相当、舗装1つ、水道引いても、下水引いても、そして電線、インターネットの線引いてもかかるわけでございますので、なかなか同じようにはいきません。

しかし、上郡のように合併しなくて、財政的に苦しいところにおきましては、1人の職員が100人の町民をお世話するような格好で、いろいろ本で勉強してみましても、やっぱ

り全国的に田舎の部分においては、相当苦慮しておるようでございます。都市のように財政的に豊かで、そして会社、そして働くところ、商店、そういう人、人口も多いというところであれば、ある程度、そういう豊かなことができますけれど、佐用においては、そういう働くところがないし、若者がいないしという中で、やはり合併した時に414人が38億円の人件費を使っておりました。ですから、今、やっと258人ということで、人件費そのものが22億円になったわけです。その22億円というのは、合併した当ても今も佐用の得られる税金、町民税、固定資産税、軽四、たばこ、それら合わせて22億円という中で、合併した当時は、それだけでも16億円も足りなかったわけでございますので、ですから、今やっとトントンになったということで、町長が今、企業と組んで、やはりそういう先を見据えた中で、太陽光を打たれたり、そして、IDEC社と組んで、今度、三土中学校跡地にも、そういうハウス建てられて、ちょっとでも働くところをつくったり、また、そういう佐用の特産物をつくっていくというようなことは、大変、私もこの計画の中ではよかったのじゃないかと思えますし、上水道の、今、民間に委託してやらせておりますけれど、そういう人の命を預かる上水道でも民間で委託して、何ら問題なくやれるということは、下水においても、ある程度は、そういうことがいけるのじゃないかという気がします。

これから人口減少が日本全体に起こって、どことも各田舎の市町村におきましては、まだ、このままではやっていけないという市町村が出てくるというふうに本や記事、そういう社説でも載っております。ですから、これから相当難しい時代になっていくし、時代の流れが速いです。

ですから、そこらへん、私は、首を切れというのじゃないですよ。今、ごみの環境対策にしても、やがては、そういう民間委託なり、今おる人が指導しながら、徐々に切りかえていかんとあかんと思うのですけれど、そこらへんについては、町長は、どのようにお考えでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町としても、全てのことを町職員が行うということではなくて、できる限り、それは民間の技術とか、その経験、ノウハウ、そうしたものをうまく活用していく。これがまた、町の活性化にもつながっていくということだと思います。

行政というのは、基本的には、そうした活動、地域内の経済全体がやりやすくなっていく。活動しやすくしていく。そういうことを支援していくというのが行政の1つの大きな仕事だというふうにも考えております。

ただ、どうしても、今、議員もお話のように佐用町、太子町のような町と比べて、非常に町有面積も大きい、そして人口も逆に少ない。そういう中で、例えば、下水道にしても、上水道なんかにしても、非常に採算性が悪いわけですね。そういう企業として採算性が非常に悪くても、町民にとって、一番基本的な必要な、重要な事業について、これは、それが民間でできない部分は、当然、行政が、それを行っていくという、このことが求められているわけです。

ですから、そういう中で、佐用町だけで物事を考え、できるのではなくて、もっとやはり効率的にということになると、佐用町の町の人口が減れば、周辺と一緒に広域的な、こうした事業を行っていくということ、これは以前から取り組んできた、ごみの処理にしてもそうですし、広域的な消防、そうした消防団のような事業も、こういう広域化を図ってきたところですよ。

特に、ごみにおいても、廃棄物の処理においても、ああして、にしはりまクリーンセンターを建設をしまして、かなり広い広域的な協力の中で施設ができました。

ただ、そのごみの収集等については、まだ、今、町が直営として行っております。こういう分野におきましても、これも収集も民間事業者に委託をしていくという、こういうことは、これから考えていかなければならないところだと思っております。

それから、上水の今、基本的な機会、設備の管理につきましては、そうしたメンテナンス会社に委託をしておりますけれども、下水道についても、基本的には、それぞれの民間の管理会社に既に委託をしています。これは、下水というのは、基本的に昔のし尿のくみ取りとか、そういうものも今もありますし、そうした処理について、今、久崎の衛生公苑、これも民間委託をしておりますし、また、各地域にあります下水の処理場におきましても町内の、そうした管理会社のほうに、それぞれ委託を基本的にはしているという形で、職員のそういう点においては、削減に大きくつながっているというふうに思っております。

そういうことで、できるところは、当然、これからも福祉施設の運営とか、そういう点も含めて、まだまだ、一気にはできませんけれども、そういう考え方のもとに取り組んでいく必要があるということは、十分、認識をいたしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） この前の水害がありまして、そういう時には、みんなが、毎晩遅くまで残って、今のような状態に御苦勞をされたわけでございます。

ですから、そういう何かあった時には、やはり職員の数がたくさんいてくれたほうが、もちろん助かるということでございますし、今、減った分については、臨時職が200人を超えるほどいらっしゃるわけでございますので、そこらへんのバランスが、難しいところだとは思いますが、やはり38億円の人件費が22億円になったということは、それだけ投資的な経費に回して、町の活性化につなげることができますので、ですから、今後とも、どういう分野で職員の削減、そしてまた、ほかの民間の力を活用して、佐用の町を元気にしていくと、こういうことが、やっぱり求められるわけでございますので、ひとつ皆さん、優秀な方ばかりがそろっていらっしゃる中で、その普段の、私が前から言っておりますように、事務のそういう担当の整理だけじゃなくって、いつも頭の中に、どうしたら佐用がよくなるのだろうか。どうしたら、佐用に特産物が、いいものができるのだろうかという1つのテーマを持って、勉強、PDCAを回していただきたいと思います。

それから、地域づくり協議会をつくって、それぞれの地域で活動されております。ですから、私も久崎地域づくり協議会に入って、いろいろ久崎の活動、上月の人の活動も見に行かせてもらったり、佐用のんも見たりしております。

ですから、やはり石井の方が見えたり、それから三日月の方が見えても、ああ、えらい勢いでなかなか元気があってええなということで、来て見ていただいておりますけれど、やはり、そういうところに差があるわけですね。佐用は人口が多いので、1つのお宮にしても神輿担いで、みんな若い衆が出てきて元気にされておる姿を佐用テレビで拝見いたしました。

ですから、そういう地域においては人が少なくなって、今までされておった獅子舞もできなくなった。子供たちの相撲もとれなくなったと、そういう地域が既に出てきております。

ですから、地域のそういう文化継承もできなくなりつつありますので、そこらへんのリ

ーダーがおって、先に立ってやろうでということ、そういう組織をつくって活動しているところは、一生懸命続いておりますが、そういう地域リーダーを育てるということで、町としては、それぞれの育てることについての、何かよいお考えはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町が育てるという、そういう上から何か、地域に指導するというようなことは、これはできないと思うのですけれども、そういう方が生まれてほしい。そういう活動を地域でもしていただきたいということでの、いろいろな仕組み、支援、そういうことを行っているわけです。

確かに、人口が減っている。その中でも山間部の集落、こういうところの人口減少は大きい。そういう中で、これはじゃあ、その人口を増やせ、増やせと言われても、なかなか、そこにみんなが町内同じように分散して、バランスよく住んでいただければいいのですけれども、個人個人の、やっぱりみんな考え方の中で、学校に近いところだとか、便利なところだというふうにも、人が移ってくる。変わってくる。移動。そういうところは、これは個人の自由でありますから、強制的にまちづくりで、こうこうしてくださいというわけにはいきません。

ただ、そういうことを踏まえた上で、地域を何とか守っていきたい。地域を、しっかりとそれぞれの生活、地域のまた、集落、環境、文化、こういうものを守っていくためには、町でもそうなのですけれども、先ほど申しましたように、1つの町だけでは、なかなかそれは人材的にも、また、財政的にも難しい。だから集落、これまで1つの集落でできていたことが、3つ、4つの集落が一緒になって、協力して、そういう人が、みんなが集まって、何とか、それを守っていくための仕組み、こういうことを町が何とか支援をしていきたいということで、地域づくり協議会という、この合併後、各地域で組織いただいて、活動していただいている組織も、これもそういう考え方のもとに設立させていただいたということです。

そこに町としても、若干のそうした手当も、また、活動費も支給して、例えば、センター長、それぞれの集落には自治会長おられますけれども、そういう人たちが、また、集まって、たくさんの集落の活動全体を、また、引っ張っていってもらえる、そうした地域づくり協議会のセンター長とか、活動委員の人たちを置いていただいて、そういうことに取り組んでいただいているということが、今、言われる1つの町としてのできる、やっていることだということで、ご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 地域によっては、そういう格差がございますけれど、やはり私は、役場の職員の方が、各集落から出て、そのそういう輪に、今もされております。

しかし、さらに、そういう方がリーダーとなって、村なり集落を引っ張って行って、そういう、いろいろな行事、イベント参加されていますよ。そやけど、それ以上に、やっぱり皆さんの期待に応えられるように、ひとつリーダー的な役割で頑張りたいと、

このように思っております。

ですから、そういう今も参加されておるのですけれど、さらにこういうふうにしたほうが、もっとよくなるで、こういうふうな考えがあるでというようなことを言われて、ですから、三日月の昨日、いろいろお尋ねしましたサンホームのことで自治会長とか代表の方には伝えておっても、皆さん一般の町民のどこまでは、まだ、それが伝わっていないということであれば、そういう自治会の会長の方にも部落の防災無線を通じてなり、また、自分とこの総会とか、そういう集まる機会ごとに、各隣保長なりに伝えて、みんなに伝わっていくような方向で、ひとつお願いしたいと思います。

ですから、一般の人が、いろいろ言っても、あれどないなっておる。こないなっておるとお尋ねになりますので、そこらへんについては、また、役場の人も、そして、自治会長さんにも、そういつて皆さんに広く伝わるようにお願いしたいと思います。

それから、いろいろ災害が集中豪雨降ったり、山が崩落したりしまして、堤外水路でも、すぐ埋まってしまったりします。そして、町長が、町長懇談会の中で、地元負担3割を2割ぐらいにでも縮めて助きたいという、そういういいことをおっしゃったわけですが、山から水が出て、その土砂を吐き出すために、防護壁か何かされて、そこがすぐいっばいになってしまう。そして、また、それを取り除くのに、佐用坂にごみのバックフォアとかコンボなんか置いていらっしゃるのですけれど、それらを各集落が、自分とかが運送、自分のそこの使いたいところへ持って行って、燃料費も、そこの集落が払って、そういうふうなことをしたほうが、2割補助、3割補助の中で、もっと安くつくのじゃないだろうかと思うのですけれど、そこらへんについては、集落にそういう、置いておる機械を貸せるということは、町長は、どのように思っているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今は、なかなか昔のように手作業で、土砂を取り除いたり、工事をするということは、誰もやっていませんし、人もいないということで、どうしても機械に頼るといことになります。

ただ、機械というのは、これは非常にある程度、そのものも高価でありますし、それから、それも維持、メンテナンスもしていかなきゃいけません。それから、機械を使うに当たっての技術も要ります。そして、一番問題は、機械で作業をするということは、非常に危険も大きいわけです。

ですから、今、お話しのような、堤外水路、こういうところというのは、なかなか機械が使えるようなところというのは少ないわけです。水路の中というのは、非常に狭い水路。そこに、その機械を入れるということ自体が非常に技術も要りますし、機械も小さな機械を、それぞれに合ったものを使わなければ、どんな機械でも持って行ってできるものではありません。

だから、当然、佐用坂の今のごみの処分場、埋立においても、そこの整理をしたり、埋立するための機械は、バックフォアとか、そういう土木機械を置いてはありますが、そういうものを一々、そちらに貸し出したりするようなことは、当然、できません。

それよりか、それぞれの地域にも、そうした、どうしても機械を使わなきゃいけない場合には、事業者、土木業者の方がおられますから、そういう専門の方に頼まざるを得ないというところがあると思います。

そういうためには、どうしても経費がかかるのはわかります。そういう負担が大きいと

いうことで、町もできる限りの支援もしていきたいというような形にお話をさせていただいているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今度、学校の地域ぐるみで、学校・園一体となってやっていくということでございますけれど、保育園が7つになり、小学校が6校ということで、中学校もやがては佐用町1校にするという方向で計画があるわけでございますけれど、中学校にしても、いっぺんに1校というよりは、佐用と上月というような格好、2校の中で切磋琢磨してやっていくと。

学校というのは、皆さんの学びで頭の中に自分の学んできたところ、学校がないところは、若い子は、学校もないところだったら、もう子育てもできんということで、街のほうへ出られるということ、よく聞いておりますので、そこらへんの、それは適正化という名のもとで、やはり子供の数が減ったというだけで、どんどん、どんどん、いわゆる統合いのですか、そういうようなのは、ちょっとやっていった中で、クエスチョンマークがつくところがあると思いますが、将来は、そういう佐用中学校にしても1つ、そして、小学校についても、まだ、これから統合というふうなお考えについては、その考えでずっといられるかどうか、そこらへんは、教育長、どのように思っているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） その件につきましては、前にも質問がありましたので、お話しさせていただいたとおりで、今の、現状では変わっておりません。

小学校については、前から言っておりますように、29年三河小については、検討を始めていきたい。そして、30年には、利神小について、検討を始めていきたい。小学校については、そのように前回答弁したと思いますので、その変更はありません。

また、中学校については、そういった小学校の動きを鑑みながら、1校にするのか、2校にするのかという検討は、今後、進めていきたい。まだ、何も結論も何も出しておりません。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そういうふうな、今後、計画として考えていきたいという中で、やはり初めから1校という頭の中でもって行くのじゃなくて、やはり佐用町には、2つの中学校もあって、その中学校がライバル的に運動にしても勉強にしても頑張っってやっていくというふうな方向でできたら持って行っていただきたいと、私は思っております。

それと、新聞読んでおりましたら、小学校で、はや期末テストをするところが出てきた、期末テストというのか、そういう出てきたようでございますが、佐用においては、そういう取り入れとか、そういうことはお考えはないのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 期末テストというのは、中学校や高校がやっているような期末テストという？

7番（岡本義次君） 期末テストという言い方かどうか、ちょっと、私も…。そのテストをやって、子供たちのレベルを上げていくという意味での、そういうテストを取り入れて、どこかの学校が、教育委員会が、兵庫県の中でも出てきたということをおっしゃっていますので、そういうことを先がけて、例えば、小学校の間からでも、英語がよく話せるようにするとか、そういうことも含めてですよ。

ですから、そういうテストを、今もありますけれど、そういう一律でのテストというのが、何か取り入れられたように聞きましたので、そこらへんについては、何か、教育委員会としてもつかんでいらっしゃいますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほどの質問の期末テストを県下でということは、私のほうは、情報としては聞いておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その言い方が、私が、ちょっと期末テストというのが間違っておるのかもわかりませんが、何か、そういう統一した中で、教育委員会が先がけて、小学校からやっていって、レベルアップにつなげたいというふうに載ってましたので、ですから、そこらへん…。

そして、この前も子供たちが、どうしたら本がよく読めるようになるかということで、NHKが30分やって、私、ちょっと申し上げたのは、日が明日や思っておったのが、その当日だって、YouTubeか何かでテレビ見れば、さかのぼってでも放送したやつが見られるわけでございます。ですから、そういうやつをYouTubeで見ると録画してでも、皆さんの先生方を見ていただいて、子供たちの、みんな本が好きになって、本を読みだすというような格好で、ひとつ職員会議でも、そういうやつを見ながら、生徒と子供と先生と一体となってやっていただいたら、ちょっとでも子供たちに、本、読書というのは、昔の歴史を知り、現代を知り、わからないことがわかり、そして、やはり教養ができてくるということで、そういう本をたくさん読むことによって、自分の荷物にならない財産となりますので、ひとつ教育委員会並びに学校のほうで、そういうふうにならぬように努めてやっていただきたいと思います。

それから、獣害対策について、町長にお伺いいたしますが、佐用町で相当の数、ネット張ったり、電柵張ったり、猟友会の方に補助したり、相当な努力もされております。

そして、イノシシも前よりは、たくさん減ってきたと思うのですが、鹿がまだ出てきて困っておりますので、その獣害対策についても、やはり何かもう少し工夫、この前、町長、私が、職員の方が山へ鉄砲持って撃ちに行けというのじゃないのですが、みんな頭のよい方ばかりでございますので、おりとわなの資格だけでも取って、各集落で10カ所ぐらい出てくるけもの道にかけておったら、向こうから勝手につかまってくれますよというようなことでお願いしたら、仕事しよるのにできませんということでございましたけれど、ほな、私は、やはり町会議員も取ってくださいと言われて、取って、去年の11月から今年の11月まで9つ捕まえたのです。私は、自分が処理ようしませんので、猟をしておる人に連れて帰ってもらってしてもらっておるのです。

やはり、そういう捕まえる。効果が出てくるということは、やはり何らか、もっと、そういういい、鉄砲だけで、なかなかおっつかんという中で、獣害対策については、町長は、今後、何か、そういうよいお考えというのはあるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、いろいろと対策していることが、いいとしてやっているわけで、そんなに効果のいっぺんに上がるようなことがあれば、本当に教えていただきたいですし、県においても非常に大きな、これ兵庫県なんかでも大きな被害が出たり課題なので、動物研究センターも、ああして本当に、それこそ職員が専属で、いろいろと考えています。

しかし、現実、なかなか、そうした効果的な、これにすぐ対策ができないというのが現状です。

本当に、この問題は、長年こうして、ずっといろいろと防護柵をつくったり、駆除をしたりという形、大変な大きな労力とお金をかけて続けて、本当にいつまで、これをやっていかなきゃいけないのかという、そういう思いが、私も思っておりますし、誰も、そういう思いがあると思うのですけれども、そういう今の現状の中で、今やっていることを改良したり工夫したりということは、当然、必要なのですけれども、それを続けていくということも、これも大変な労力が要りますから、それを続けていくということで、考えていきたいなど。それは、当然、町としては、さらに何とか、これを減らしていく、いい技術的な問題も含めて、方策があれば、それは当然、また、研究をしていきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） それから、高齢者が増えていく中で、やはり、そういう高齢者施設に入ってケアしてもらおうというだけでは、ちょっとなかなか、これからどんどんと、そういうお年寄りの方が増えて出てきますので、どうなのでしょう、過去、大きな集落については、そういう集落の中で、集落の元気な方が、そういう方のある程度、医療的なことはできないと思えますけれど、普段のいろいろ皆さんが、どう言うのですか、気分転換なり、また、体操とか、そして、そういういろいろなことをしながら、少しでも元気で長生きしてもらおうと。手のかからないように、そうすれば、国保なり介護保険でも安くついてくるという中で、そういう1つの空き家を使ってでも、そういうケアマネの方1人ぐらい置いてでも、そういうふうにしていくほうが、将来については、皆さんが、みんな気心知

れた人が集まって、そして、そういう人たちに、いろいろ世話をさせていただきながら、毎日、元気でおくれるというふうには持っていけたらいいのじゃないかと思うのですけれど、そういうことについて、町長は、今後どのようにお考えがあるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 誰もが、何とか健康で長生きするという、健康寿命を延ばしていく、この取り組みは、個人個人でもされておりますし、町としても、今、健康づくりの中で、総合的に取り組もうということでやっています。これまでも、そうした集落の中でも、ああして、ふれあい喫茶なんかも、それぞれ地域でしていただいたりして、みんなが集まって一緒にそうした情報交換もしながら、みんなと過ごすことによって刺激を、お互いに与えながら、いわゆる衰えというものを少しでもなくしていこうというようなことも、当然、されております。

ただ、やはりだんだんと誰も年を取るのにつれて、いろんなところに、いろいろと老化現象というのは出てきますから、そういう中で、そう地域の方が家族の介護でもなかなかできないのに、地域の方が地域の方を、みんな元気な者同士集まってはゲートボールしたり、そうしたふれあい喫茶したりすることはできますけれども、介護のようなことを、地域でしてくださいと言っても、それは、私は、実際、現実無理だと思います。

そういう中で、今、制度として、今、介護保険制度というものが社会的にもつくられて、そうした施設も整備しながら、いろいろな皆さんの、それぞれの体の具合、障害の具合、そういうのに合わせたケアを選択しながら、今、みんなが安心して暮らせるような地域という施設の中で、介護施設という、いろいろなたくさんの介護施設を運営をしているわけですから、まず、そういう施設を使わなくても済むような要介護とか要支援、そういうことに、どうしてもならないように、それまでに若い時からずっと、健康について、十分、健康づくりをしていただきたい。そのことが大事だと、まず1つは思いますし、高齢になられてからも、少しでも外に出て、皆さんとふれあいながら、元気に過ごしていただく、こういうことも大事、そういうことでは、地域の皆さんで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） いろいろ総合計画の中で課題があると思います。

そして、当初、町長が80パーセント、86施策の中でできたのじゃないかというふうにお答えいただいたのですけれど、やはり2次計画、今後、10年かかってやっていくわけでございますけれど、やはり、そういう1次計画のこういう検証をして、その検証のもとで、どういう点が不備でできなかったかということのを頭に置きながら、その計画をPDCAを回していただいて、1歩、2歩、3歩と進んで、佐用の町や集落がよくなるように、ひとつ役場の皆さん、そしてまた、地域と力を合わせて、佐用の町を住みやすく楽しい町にしていけたらというふうに思っております。

この件につきましては、以上とします。

2件目の上月保育園について伺っていきます。

上月・久崎・幕山と統合し、運動場が狭くなったと聞きました。小学校の運動場が、すぐ横にありますし、その小学校が使用しない場合におきましては、保育園の園児が出て、小学校の運動場と一緒に使わせてもらって、広く、いろいろな遊戯なり、いろいろなことをできるように、そこらへんは、ひとつやっただけならと思いますし…。

それから、もう1件につきましては、2子以降が無償ということの中で、佐用町全部におきまして、増えておるのじゃないかと思うのですね。その数はどれぐらい増えるようになったのか。

また、その増えたことよっての（聴取不能）園児というのがあるのかどうか、そこらへんについて伺いたいと思います。

〔町長「待機児童じゃないですか」と呼ぶ〕

7番（岡本義次君） 待機児童。

議長（岡本安夫君） はい、町長、お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問でございます、上月保育園についてということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今回、上月保育園が新しく建設をしましたが、運動場が狭くなったと聞きましたが、小学校の運動場が横にあり小学校が使用しない場合などは、そこを使うことができるのではないかとということではありますが、上月保育園につきましては、児童福祉法に基づきまして、保育所設置届事項変更届を兵庫県知事に提出をして、また、敷地や建物、こういう面積、その位置、そういうのは、当然、基準どおり建設をいたしております。

また、上月小学校のあまして敷地内に整備したことや、建設設計においても、建物の設計におきましても、敷地、建物の面積、駐車場など、幕山・上月・久崎保育園規模適正化協議会などでも、いろいろと説明させていただいて、これは決定をさせていただいております。

屋外で保育する場合には、当然、今の運動場、十分、これは広さを確保しておりますけれども、保護者やご家族、一緒に運動会、当然、今、お話しのように、隣が上月小学校の運動場がありますので、もっと広いところでということで、その運動場の利用もさせていただいております。小学校と保育園、これは一体的にいろいろと協力しながら、子供たちの活動、いろんな行事、こういうことでお互いに協力して使っていただければと思っております。

それから、2点目の第2子の保育料が無料となって、これによって何人くらい増えたかということについてであります。平成27年度から第2子からの保育料を無料といたしましたが、保育園全体の園児数で比較をいたしますと、これは15人減少しております。全体としてはですね…。これは児童数全体の減少の中で減少をしているということではありますが、上月保育園については、増減は、今のところありません。

保育園の入園児数は年々こうして減少傾向にありまして、そういう中でありますが、ゼロ歳児から2歳児の未満児の園児数につきましては、平成24年度までは、減少傾向だったものが、平成24年度以降、毎年増えておりまして、入園児の低年齢化が進んできているのが現状であります。

特に、第2子目以降の保育料を無料化いたしました、昨年、平成27年度と、一昨年の平成26年度を比較いたしますと、ゼロ歳児で8人、1歳児で4人、2歳児で5人増ということで、合計17人、園児数の中ということで、それまでと比べて20パーセント近く、これが増えているというのが現状であります。

これは、お母さん方が勤めておられる、会社勤め、それぞれの事業所に勤められていることが多くなった今日、子供を保育園に預けることで、安心して仕事復帰ができることや、このたびの規模適正化によって、施設の整備ができました。そして、保育の環境、また、保育サービスの充実などを図りましたので、そういう点の中で、子供を預けやすい環境になったということも要因ではないかなと思っております。

ただ、全てこれがいいかというふうには、私は思っておりません。

子供が心身ともに安定して育っていく上では、親子の絆の形成が、これが非常に重要であり、それは2歳から3歳ごろまでに完成をするというふうに言われております。

そのように乳幼児にとって、特に母親とのかかわりが深く関係をしております。家庭での両親、特に母親による安定した育児が、大変、子供たちの将来とっても重要であることは、私が言うまでもありませんが、しかし、現在の社会状況の中で、また、家庭の事情でやむを得ない場合、そういう方の場合には、保護者が保育園を上手に活用、利用をしていただくことで、その年齢に相応した育児ができるように、園としても支援していきたいと考えております。

3点目の上月で待機児童がいるということを知りましたが、本当か。また、入園できないのは、どういう場合かとのご質問でございますが、佐用町内の保育園では、待機児童は、実際のところはございませんが、保育園の入園につきましては、4月から入園する園児や途中からの入園を希望する園児の募集を毎年11月中旬から12月上旬にかけて行っております。保育園では、この入園予定者の人数によって、その園の保育士の配置やクラスの分け方などを、当然、行って、入園に備えるわけであります。

保育士の人数は入園予定の園児数によって配置をいたしますので、予定をしていなかったゼロ歳児などの未満児が年度の途中で入園を希望された場合等、保育士の数が、当然、足りなくなり、1人の保育士にかかる負担も大きくなるおそれがございます。既に入園中の園児に対して、安全に保育ができないと判断した場合は、その旨を保護者にお伝えをして、やむを得ず希望の保育園への入園を、当然、お断りするというケースも、ないことはないと思っておりますが、しかし、この場合におきましても、ほかの保育園への入園、それは、どこの保育園に入園していただいてもいいわけです。そういう、ほかの保育園への入園を検討するなどして、できる限り保護者のご要望にお応えができるようにしているのが現状であります。

また、家庭事情や児童の精神の発達状況などを考慮して、保育園での保育がどうしても必要であると園や医師、保健師などが判断した場合には優先的な配慮をするなど、画一的な判断のみではなくて、保育を必要とする度合いに応じた判定にも努めているところであります。

いずれにしても、家庭で保育をすることができない児童の保育園の入園に当たりましては、特別な場合を除きまして、保育の必要性の認定に関する条例施行規則などに基きまして、公平な判定をするとともに保護者に対しましても、当然、そのことを分かりやすく説明をすることといたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、町長、説明されたようなことが、親に、もうひとつはっきり伝わっていなかったのじゃないかと思うわけでございます。

どういう理由の場合だったら入れない。途中、今、入るとされたとしても、やはり保育士の数なり、自分が受け持っておる、その数。そして、それが、バランスが取れないという場合であれば、今度、新しい年度によって受け入れしていただくというようなことや、また、どういう場合だったらだめなのですよということが、やはり、その園児の保護者にも、ちゃんと伝わって、行き渡っておったら、こういうようなことがなかったのかなという気がします。

ですから、私も、そういう細かい、詳しいところまでは、ちょっとわかりませんでしたので、親から聞いたことを申し上げてしたのですけれど、そういうことも園児の親たちに伝わるように説明を、さらにしていただきたいと思えます。

それから、昨日、いろいろ問題が出ました、交通事故の件でございますけれど、やはり、そういうことが起こらないようにするためにも、今、管理者には、そういう私がいつも言っておる信賞必罰制度は取り入れられておりますが、一般の方にも、そういう、1つの、そういう時代が来ておると思えますので、そこらへんの取り入れも早くしていただいて、そういう頑張っておる者には、いい待遇。そしてまた、そういう1つの佐用町に迷惑かけたり、損害を負わせたような場合は、やはりペナルティーがあるような格好の中で、やっぱりしていただいたら…。

議長（岡本安夫君） 岡本議員、ちょっとこれ、通告書から外れた質問になっておるのですけど。

7 番（岡本義次君） もう最後ですので、その前の分と合わせて、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

7 番（岡本義次君） よそから、やじ飛ばさないでください。

そういうことで、今言う、1次の分に対しての、ちょっと言い忘れた分として、申し上げて本日の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） はい、岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、8番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、介護総合事業の充実をどう図るかについてお伺いします。

医療・介護総合法、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律が2014年6月に成立しました。これにより市町村は、実施に関する計画を作成することとなっています。

この計画については昨年12月議会でも取り上げましたが、来年度から実施ということで改めて介護事業の充実を求めて質問いたします。

市町村の計画には、居宅及び医療の提供、老人居宅生活支援事業を実施する施設の整備、

老人福祉施設の整備、その他必要な事業を定めることとされているが、これらの充実をどう図るのか。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、ボランティアなどによる多様なサービスを用意するとなっていますが、ボランティアでの介護の質は確保できるのか。

要介護認定は、基本チェックリストによって、窓口でサービスの割り振りができるようになります。これで高齢者の実態に則した判断ができるのか。

新総合事業ガイドラインでは、新総合事業の適用となった人に目標、課題を課し、目標達成、状態改善と見なされると、単価の低いサービスへの転換や終了を求めています。これは、サービスの打ち切りにつながるのではないか。

介護現場は、低賃金や長時間労働などのために慢性的な人手不足に陥っています。介護労働者の労働条件改善に向けた施策が必要ではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、介護総合事業の充実をどう図るかということについてのご質問であります。1点目に、医療・介護総合法に定める市町村計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、市町村は総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画、市町村計画を作成することができるとされております。

佐用町におきましては、高齢者を支える各種施策や介護保険制度の円滑な運営を計画的に実施するため、佐用町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画において、平成27年度から平成29年度における居宅サービスや施設等の整備についても検討をいたしております。

本町の居宅介護サービスは、訪問介護等について利用希望が年々増加しており、一部の利用希望者が重複しやすい時間帯において利用ができないことなどがありますが、平成28年度には1事業所が新設されたことや、利用希望者が集中する時間帯を調整するなど、できるだけ多くの方がサービスを利用していただけるように努めております。

また、通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等のほか、医療を伴う、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリについても緩やかな利用増が見込まれておりますが、現在のところサービスの不足は発生をいたしておりません。医療保険による訪問看護等の利用を含め、今後とも必要なサービスの量を確保してまいります。

施設等の整備についての検討状況でございますが、介護老人福祉施設等の介護保険被保険者1,000人当たりの床数割合は県平均16.1床に対しまして、佐用町では44.9床と約3倍であることなど他市町と比較して施設が充足していることから計画期間中の施設整備は、新たに行わないことといたしてありますが、認知症高齢者が増加傾向にあることなどから、今後、地域に必要となる施設等につきましては、当然、十分に検討して、第7期介護保険事業計画に反映をしていくことといたしてあります。

2点目に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業におけるボランティアなどによるサービスの質についてのご質問でございますが、平成29年4月からの新しい介護予防・日

常生活支援総合事業では、現在の介護サービスに加え、市町村が定める介護予防・生活支援サービス事業を実施することとなっておりますが、佐用町においては、現行の介護予防サービス給付に相当する、訪問介護、通所介護事業については、現行基準のとおり移行することといたしており、有資格者がサービスに従事し、ボランティアの方がサービスを行うことは考えておりません。

これに加えまして、現行の介護サービスでは対応しきれない部分について、ボランティア等の協力をお願いして、新たに生活支援サービスの実施を予定をいたしておりますが、これにつきましてもボランティアの方には事前に十分な研修を実施することで、サービスの質を確保し、適切な事業運営をしております。

3点目に、要介護認定は、基本チェックリストにより窓口でサービスの割り振りができるようになるが、これで高齢者の実態に即した判断ができるのかというご質問でございますが、介護保険の認定は、要介護認定と要支援認定があり、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会で判定をされるわけであります。

平成 29 年度からは、現行の介護予防の訪問介護と通所介護、生活支援サービス、いわゆる、まごころサービスのみを利用する場合には、要支援認定を受けることなく基本チェックリストでサービスの利用ができるようになり、迅速なサービスの利用につながるものと考えております。

また、基本チェックリストのみでサービスの割り振りを行うのではなく、介護予防ケアマネジメントにより、現行の介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成をして、新しい総合事業を利用することとなります。

そもそも、事業対象者として総合事業の利用を開始された後でありましても、いつでも要介護認定等の申請は可能でありますので、利用を希望される方々には、そのことを含めて事前説明を十分行うべきものと考えております。

4点目に、単価の低いサービスへの転換や、サービスの打ち切りについてのご質問でございますが、総合事業ガイドラインにおいて介護予防ケアマネジメントは、現行の介護予防支援事業と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成することとされており、サービスを必要とするにもかかわらず、一方的に単価の低いサービスへの転換やサービスの打ち切りを行うことはございません。

ガイドラインの記載についても、課題を課し、達成や改善した時にはサービス打ち切りの趣旨ではなくて、本人の意欲を引き出すために実現可能な明確な目標を設定して関係者間で、それを共有し、状況が目標と乖離した場合にはケアプランを変更し、順調に状態が改善しサービスの必要がなくなった時には事業を終了するとの趣旨でございます。

また、総合事業においては、市町村が独自に緩和基準によるサービスを実施できるとされており、緩和された基準により、一部でサービスの質の低下が懸念されておりますが、本町では総合事業移行後においても緩和基準は導入せず、現行のサービス基準を継続することといたしており、ご指摘のありました単価の低いサービスへの転換や、サービスの打ち切りなどの問題は該当をいたしません。

5点目に、介護現場は、低賃金や長時間労働などのために慢性的な人手不足に陥っております。介護労働者の労働条件改善に向けた施策が必要ではないかとお尋ねでございますが、平成 28 年度には、一億総活躍プランの介護人材確保のための総合的な対策として、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進を図るために、介護ロボット等導入支援事業を実施いたしております。この事業において、2つの施設で夜勤の職

員の負担を軽減するため、入所者を見守るシステムを導入を既にいたしております。

また、平成 27 年度介護報酬改定による介護職員処遇改善として、事業所により異なりますが月額 1 万円から 3 万円程度の改善がされていると聞いております。

人手不足についてでございますが、本町においては、低賃金や長時間労働などの要因だけではなくて、介護職は資格が必要とされるために、都市部の学校で資格を取得をし、都市部での需要が非常に高いために、その都市部で就職する人が多いことや、少子高齢化によって生産年齢人口そのものが減少していることが大きな要因と考えております。

また、本町に限ったことではなくて、全国的に介護職は増えていますが、高齢者の急激な増加に対して、介護職が、それに追いついていないのが現状であり、国では介護ロボットの導入や外国人労働者の受け入れなど、さまざまな施策を、現在、検討、一部実施をされているところであります。

本町におきましては、幸いなことに大阪慈恵学園が、2018 年 4 月に旧大原高校跡地に看護、介護学科を設置した医療系専門学校を開校される予定であります。この学校を卒業した方々が、本町の介護保険サービス事業所で働いていただければ、少しでも人手不足の解消にもつながるものではないかなというふうに期待をして支援をしているところであります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 最初の施設の整備についてですけれども、本町では、他の自治体と比べて施設が充足しているということですのでけれども、全体的に町長言われたように、施設が足りない。特に、特養ホームについては少ないと思うのですけれども、これ 14 年の資料ですけれども、特養ホームの待機者は全国で 52 万人、これが増えた要因には、1 つは高齢者の貧困化の中で、国民年金の平均受給額が月 4 万 9,000 円。厚生年金も女性の平均受給額は月 11 万円ということで、こういうふうな所得が少ないということも有的なものですけれども、こういう低年金の方が施設に入ろうと思えば、やっぱり特養ホームしかない。佐用では、サービス付き高齢者向け住宅なんかも整備されるということですのでけれども、なかなか、この所得が少ない中で、こういう部分には利用できないという面がありますから、施設の充実としては、やっぱり特養ホームの建設なり整備が必要だと思うのですけれども、その点、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろな体の健康の状態によって、必要となる施設、それは違ってくるので、今、金谷議員お話の特養ホームというのは、かなり介護度が高い方のための施設ということになりますね。

[金谷君「違います」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 特養ですよ。特別養護老人ホームですね。私は、そのように認識を

いたしております。

ただ今、サービス付き高齢者向け住宅というのは、かなり自分のことある程度できる健康状態の方、そういう方が有料老人ホーム的な形で入所されていることになるわけです。

ですから、そういう体、健康の状況の中で、有料老人ホーム、今のサービス付き高齢者向け住宅、確かに、誰でも入れない。かなり入所費用というのがかかります。年金だけでは、これに入所するには、年金は足りないという状況ではないかなというふうに思います。

その中で、特養につきましては、確かに、申し込み、今、入所待機者といいますか、申し込みされている方は、かなりあります。

ただ、ここで充足しているというのは、全国平均から見れば、こういうところを佐用町は、3倍ぐらいの、そうした施設があるということの中で、特養においても、かなり他の全国的な平均から見れば多いわけです。

それで、そういう中で、新たな特養も必要ではないかということなのですが、非常に特養の入所費用というのは、非常に大きなお金がかかります。そういう介護保険として、これを運営していく中で、なかなか、これを新たに特養を増やしていく、どんどん増やしていくということは、介護保険料にも大きく跳ね返ってくるという点もあって、今の佐用町の特別養護老人ホーム、特養の設置状況から見れば、これは、そのものを増やすということではなくて、今、小規模多機能でありますとか、それから、もう1つは認知症対応型のグループホーム、こういうところ、必要な、体の状況に合った施設、こういう物についての検討を、まずするべきではないかというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長は、特養の入所の方は、要介護度は高いと言われるのですが、ではなくて、特養の入所申込状況、これちょっと古いのですが、2012年の資料で、要介護1から2の人が31.2パーセント。要介護3の人が26.2パーセント。要介護4から5の方が42.4パーセント。ですから、要介護1、2の方であっても、特養に待機しておられます。入所待ちをしておられるという状況なのですね。

その中で、要介護1、2の人の入所理由としては、介護者不在、介護困難、住宅問題等々で、家でみられないからということであるという、こういうふうな資料なのですね。

ですから、そういうふうな介護度が高いからということで、特養に入られるということじゃなしに、家で介護される方がないからということで、特養に入りたいということなので、特養に入りますと、介護保険の範囲内で、費用が丸々100パーセント賄えるということじゃないのですが、介護保険の中で、そういうふうな入所費用が賄えるということですから、特養が、特に待たれると。待機されている方が多いという、こういう状況なので、ですから、そういう認識がちょっと違うと思うのですが、

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 実態ですね、申し込みされていて、いわゆる待機されている方の、確かに要介護1、2とかという方でも申し込みはされています。

やはり、こういう高齢になられると、当然、そういう状態が、要介護1が、ずっと続くわけではなくて、2になり3になり4になりということが、急速に起こってくる。そういう不安もあるわけです。

今の状態で、いつでも申し込めば、入所できるのであれば、それは、その時に介護認定を受けて、その時に申し込むという形が、当然、誰もとれるのですけれども、どうしても待機者があってという中で、事前に、もう申し込んでおくと、それも施設も一カ所ではなくて、何カ所かの施設にも申し込みをしておく。これは本人さんだけではなくて、ご家族の方が、そういうことに備えてされているという場合も多いわけです。

ですから、逆にそのへんが待機されている人の数にも出てきているというのも、これも1つの現実ではないかなというふうに思います。

ただ、特養に入れば、経済的に介護保険でほとんどできる。これは収入にもよって、かなり今、食費とか、例えば、ホテル費用などとかいうような形で、特養であっても相当の月、かなり所得によれば十何万円という費用も個人負担もかかります。決して、それが安いというわけではありません。

ただ、そこに入れば、施設として介護度がどんどん上がっていても安心して、ずっと、それはそこでの介護が受けれるという安心感というのは、非常に特養の場合ですとあると思うのですね。ただ、それを最初から増やしていくと、先ほど言ったように、なかなか、この介護保険のかかる費用が、どんどん、どんどん増えるばかりだと。このへんを医療費、介護費、こういうものを一方では抑制をしていかなければならないという中で、できる限り、地域密着型とか、デイサービス、それから小規模多機能、通所ですね、それから訪問介護、こういう形で皆さんにできる限り地域で頑張っていただきたい。こういう制度が、片方では充実していかなきゃいけないということで、今、取り組まれているわけです。

両方、私は、当然、要と思うのですね。

だから、特養が、決して全て充足して、いつでも入れる状態でないことはよくわかっておりますし、今後の状況は、最後はやはり施設で入所をして、介護を受けれるということが、ひとつ大きな安心につながるということもありますので、特養の重要性、必要性というのは十分わかりますけれども、このことが、ほか都市部等においては、なかなか特養が整備できていませんので、数が足りないということで、何年も待つというような状態になっていることも、よくいろんなところで話がされているところであります。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） チェックリストについてお伺いしたいのですけれども、チェックリストは、限られた人にいうことですが、当初この総合事業が政府のほうから示されたガイドラインなんかについては、窓口ですると、簡単なチェックリストがある。25項目の質問に答える。バスや電車で1人で外出するか。転倒に対する不安は大きいか。こんな簡単な設問をして、これに答えて、窓口でふれられるということで、先ほどの町長の答弁では、今までやっていたケアマネジャーが行って、それでやるということですから、一律に専門家ではない窓口のほうでチェックするというということではない。

確認ですけど、では、今までどおりのケアマネがケアプランを立てて、申請があれば、現行どおりに行うと、そういうことでよろしいのでしょうか。

[町長「担当課長」と呼ぶ]

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） お答えいたします。

チェックリストの対応でございますけれども、おっしゃるとおり、そういう申し込みがあった場合は、地域包括支援センターの職員が、原則対応することといたしておりますので、従来とは一切変わらない対応ができると考えております。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今回の法律で総合事業になって、厚労省が、この間、1つの総合事業の中で、病院や施設への入院や限定するかわりに、地域で医療や介護を提供する地域包括ケアを充実させるんだということで、こういうふうに来てきたということで、実際に、そういう体制として、地域包括ケアセンター、保健師の採用もされて充実させるということを協議会でも報告されました。保健師の役割として、そういうふうな地域包括ケアセンターの中で、介護の予防に、それに充実させるという、保健師の採用というのは、そういう意味合いがあるというふうにとってよろしいのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何と言っても、やはり、そうした介護を受けれるような状態、状況を少しでも少なくしていく、また、健康寿命を延ばしていくということが一番大きな、今、問題になっている介護費用なんかの削減にもつながるわけであり、また、それが、一人一人の生活、個人においても、一番幸せなことではないかなということです。

そういう中で、介護予防というのは、健康づくりをしなきゃいけない。こういうことも地域包括というのは、そういうことを総合的に取り組むところであると。施設を、いろいろと介護度に合わせて、その人たちに応じた相談を受けたり、措置をするということも必要ですけれども、その前の健康指導というようなことも必要になりますので、これは保健師だけではなくて、栄養士と一緒にやっていくということで、充実させるために保健師の増員も図ろうということで、採用を決定したわけでありまして。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 介護労働者のことでお伺いしたいのですけれども、私は、別立てとは言いません、そういうような大変な仕事だということで、その割に給料が少ないということが上げられると思うのですけれども、介護労働者の平均月収が 20 万 8,000 円。全産業の平均 29 万 6,000 円を大きく下回っていると、こういうふうな資料があるのですけれ

ども、これは全労連の調査ですけれども、これが慢性的な介護労働者の不足というふうに、町長は都市部のほうで就職されてしまうということも要因の1つに挙げられましたけれども、佐用町での介護労働者の確保という面では、やっぱり、そういうような収入面での町単独で、そういうふうなのは、なかなか難しいですけれども、手当てみたいなんも介護労働者に対する改善というふうなことも、町の指導ぐらひは必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 介護施設、それぞれ経営もしっかりと安定してしていただかなければなりません。ですから、そうした介護給付によって得る収入。そして、それを運営して行く費用、こういう中で、職員の待遇についても、できる限りのことは、それぞれがしていただいていると思います。

ただ、町内の施設、いろいろと当然、行かせていただきますけれども、職員を募集しても、なかなかたくさんは来ていただけない。ぎりぎりのところで努力して確保されているという状況はあります。

しかし、給与面で、非常に町内のほかの職種と比べて低賃金かというところ、そうでは、あまり私はないと、逆に高いところもあると思います。

それで、施設においても、かなり若い人も介護の現場で頑張ってもらっていますし、かなり高齢の方も頑張ってもらっている。そういう中で、町内における、今、それぞれの施設においては、何とか、そういう職員がいらないから、受け入れることができないとか、そういう最悪の事態は、今のところはないのですけれども、将来的に見て、どうしたって生産人口、全体の人口が減ってくる。当然、利用者のほうも、今後、長期的に見れば高齢者も少なくなっていくだろうとは思いますが、しかし、しばらくは、まだまだ、そうした介護が必要な、利用者が増えていく中で、そうした職員不足というのが、当然、出てくるというふうに思っております。

それには、これはほかの職種も含めてですけれども、介護現場だけでなく、佐用町にも、当然、少ないですけれども、人は、子供たちが成長して、学校、高校までは佐用でも、そうした専門学校なり大学、都市部で就職されて、そういう資格を取ったりされます。その時に、どうしても都市部にも非常にこの需要が、募集が多いですから、そういうところで就職をされるという中で、なかなか佐用に帰ってきてもらえない。佐用の施設に就職していただけないという、このへんのところは、非常に要因としては大きいというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長、言われたように、高齢化のピークとされるのが、いわゆる団塊の世代が迎える2025年、これが高齢者が一番増えるだろうと予想、それに向けて、介護、医療体制も整えていこうという政府の方針ですけれども、それに向けて、その中で、2025年、まだ大分ありますから、その中で、佐用町でも介護労働者の経済循環というか、それが大きいと思うのですけれども、政府の産業関連表によれば、介護は、全産業中、最

も雇用誘発効果が高い。介護従事者の処遇改善は、雇用の拡大と所得増。消費活性化の好循環を地域にもたらすと、こういうふうな政府のほうでも言っているのですね。

ですから、そういうふうな面でも経済活性化の面でも、そういう呼び水として、町が介護労働者の改善、まだまだ、需要はありますから、2025年まで、ピークまでに向けてはね、そういうことで、町としても改善が必要かと改めて思うのですけれども、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 25年というのも、本当に10年もないので、私なんか、既に、そういう年代に入っていくわけです。そういう中で、先ほど言いましたように、これから、まだまだ、介護需要が、非常に大きくなっていくということです。

ただ、それを過ぎると、また、ずっと減っていくのですね。このあたりが、長期的な施設の運営を考えた時に、運営としては、いろいろと当然、20年、30年先、状況を見ながらも、幾らでも規模を大きくしたり、職員を採用するという、このへんは当然、考えられると思います。

ただ、今、言われるように、今現在でも、町内の大きな経済的循環の中でも、こうした仕事、医療、介護、この分野における労働人口というのは非常に多いわけです。だから、それによって、皆さんが遠くまで働きに行かずに地域内で、そうした仕事によって所得を得られて、それがまた、消費につながる。経済循環、非常に大きいと思っております。

ですから、そういう改善、町が所得等について指導するとかというようなことは、なかなか、これは直接的なことはできませんが、当然、町内の施設、それぞれ、これだけの情報が、自由にいろいろと皆さん、所得情報が得られるわけですから、どこの施設がどういう待遇でどうだということも、当然、そこはわかっていると思います。

そういうことで、全体の処遇、待遇改善がなされて、今までもきたと思いますし、これは需要と供給の関係というところもありますから、経営の中でできる限り、そうした職員を確保するための努力というのは、既に現実そこもされておりますので、そういう状態の中で、介護の収入、介護保険等の施設が受ける収入とのバランスの中で、努力はいただいておりますし、連絡協議会とか、そういうところをつくっております。そういう中でもお互いの、そういう問題についての協議も当然されると思いますし、十分に、そういう体制を、受け入れることができる。町民の皆さんが、やっぱり安心して、そういう介護保険なりの制度を利用できる、その受け入れられる体制というものを、やはり町もしっかりと一緒に、施設と一緒につくっていかなきゃいけないと、そういう思いは、しっかりと持っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 地域で住み続けられる介護事業ということで、目指していただきたいということで、この質問を終わります。

次に、実効性のある健康づくりをどう図るかについて、お伺いします。

医療保険制度改革関連法が昨年5月に成立し、2018年度からは県と町が国保の保険者となり共同で制度を運営するということとなります。この国保の都道府県化についてと健康

づくりの充実を求めて質問いたします。

国保の都道府県化では、保険料の賦課・徴収などは市町村が担い、市町村間の保険料格差も残り、国保財政の基本的構造も変わりません。本町にとってこの制度改定はどう影響するのか。

医療費の抑制の観点からも病気にならないよう予防、早期発見、早期治療が大切ですが、健康診断の充実と健診後のフォローの強化をどう図っていくのか。

町健康増進計画では、健康づくりの取り組みとして栄養・食生活から食育まで、各項目で行政の取り組み挙げています。本町の実態を踏まえた上でそれぞれ実効性のある施策をどう図るのか。

町長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの2点目のご質問でございます、実効性のある健康づくりをどう図るかについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、国保の都道府県化に伴う本町にとっての影響についてでございますが、持続可能な医療保障制度を構築するために、国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立をいたしました。平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるというものでございます。国も国保への財政支援の拡充を図り、財政基盤を強化することとしています。町に影響する大きく変更された点の1点目は、医療費等給付費に必要な費用は、全額、兵庫県から県下の各市町に交付されるようになることでございます。

2点目といたしまして、各市町からの納付金は、県が決定をいたします。県では、医療給付費の見込から、前期高齢者交付金や国庫負担など公費等の見込を差し引くことで、県全体で集めるべき納付金の総額を算出し、市町ごとに配分いたします。納付金は、各市町の被保険者数、医療費や所得などのデータを基に算定をされます。現在、その作業が進められておりますけれども、現時点で、佐用町の納付金が幾らぐらいになるかということまでは示されておられません。今回の改革の趣旨を踏まえると、県は将来的な保険料負担の平準化、ひいては県内統一保険料率に向けた取り組みを進めることと考えておられますが、現在、各市町の1人当たりの医療費等に差がある現状においては、当面、被保険者の受益の度合い、すなわち医療費に応じた保険料負担にすることが、より公平であると考えられています。将来的な保険料負担の平準化を進めるため、県より市町ごとの標準保険料率を提示されますけれども、実際に賦課する保険料率は、当面の間、各市町が独自に設定をすることとなっております。

3点目といたしまして、都道府県が、国保の運営方針を定め、市町の事務の効率化・広域化等を推進していこうというものでございます。現在、兵庫県下の各市町の保険者で組織する国民健康保険連絡協議会のワーキンググループで、これが検討が進められております。

次に被保険者にとっての影響でございますが、まず、保険者が兵庫県となるために、資格の取得日は県下の各市町で国民健康保険に加入した日となります。このために、兵庫県下の市町間で転居した場合にも資格が継続して、高額療養費における多数該当も県下の市町で引き継ぐこととなります。

次に、健康診断の充実と健診後のフォローの強化をどう図るのかの質問でございますが、健康診断の充実については、基本健診項目に加えて、現在佐用町では独自で貧血検査、血清クレアチニン検査、血清尿酸、eGFR 値の計算など検査項目等を追加をし、これを無料で実施してきております。また、有料ではございますが希望者においては、心電図や眼底検査を受けていただけるようにいたしました。

健診後のフォローについては、特定健康診査及びがん検診が終了した後に、2会場でそれぞれ2回にわたり特定健康診査の結果説明会を実施いたしております。

特定健康診査の結果により、メタボリック症候群の該当者や予備群に該当する方に対して、特定保健指導を実施しており、その受講を勧奨しているところであります。

対象者自身が特定健康診査結果を理解をして、体の変化に気づき自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、自らが、それを実施できるように支援を行っております。

また、疾病別の教室として糖尿病予防教室、高血圧予防教室を実施し、生活習慣の改善及び重症化予防にも努めております。糖尿病予防教室では、講演会、運動教室、食事指導などで計4回実施をして、高血圧予防教室においても、運動教室、血圧測定と食事指導などで計3回の実施をいたしております。

次に、本町の実態を踏まえた上でそれぞれ実効性のある施策をどう図るかのご質問でございますが、昨年度に策定をいたしました町の健康増進計画では、世代を超えて、地域みんなで健康づくりを基本理念として、その実現をめざして、栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠・休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯と口腔の健康、生活習慣病、食育の8分野で、妊産婦期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期ごとに基本目標を設定して、個人の取り組み、関係団体の取り組み、行政の取り組みを推進いたします。

町では、高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病と深くかかわりのある、減塩と運動習慣を主な施策に位置づけして、取り組んでおります。

特定健康診査時の調査結果を見ますと、尿中塩分が男性で10.4グラム、女性で9.3グラムと国の1日の塩分摂取量の推奨値よりも2グラム程度高い結果となっております。減塩の必要性がございます。町では、佐用チャンネルで減塩の必要性を放映するとともに、収穫祭・健康フェスティバルなどで減塩味噌汁の試飲会や食育教室などを実施し減塩の奨めに取り組んでいるところでございます。

また、運動習慣については、働く世代を対象としたウォーキングの習慣をつけていただくために、健康ウォーキング講習会や職場対抗ウォーキングを実施しております。

人々の健康への関心が非常に高まっている状況のもと、その他の施策といたしましても、各種健康教室、講演会、健康ポイント制度、健康フェスティバルの開催など、あらゆる世代に対しまして機会を設け、食育と健康についての知識や取り組みを周知いたしているところでございます。

子供のうちから、規則正しい生活や薄味になれ、食に対する正しい知識を身に着けることが一生の健康にとって非常に大切なことです。また、佐用で採れたおいしいお米や野菜に誇りをもって、町民一人一人が楽しみながら健康づくりや食育に取り組んでいただきまして、生活の質を高め、健康寿命を延ばすことができるようになればと願っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君）

はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 国保の都道府県化についてですけれども、先ほど、町長言われたように、国保財政の流れですけれども、新制度で都道府県が国保事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当てると。それを市町村が住民に保険料を賦課、徴収し、集めた保険料を都道府県に納付する。都道府県が給付に必要な財源を市町村に交付する。こういう流れ、こういうことですが、これでこの制度になって、市町村が納付金の 100 パーセント完納が義務づけられると。

例えば、滞納が増えて、保険料の収納が予測を下回った場合でも納付猶予や減額は認められていない。

こういうことになりますと、徴収料の向上への圧力になるかと思うのですが、その点は、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その滞納を徴収するというのは、これは、そうして納付いただくというのは、これは当然のことなわけです。それで、この制度にならなくても、当然、町としてもそうした徴収に努めているわけです。ですから、この制度だから、新たに、そういう圧力になるというふうには言えないと思うのですけれども、現実、こうした制度の中で、今、言われるように町の負担金が指定されれば、それは、行政間の中で、滞納があるから、その分差し引いて納付しますというわけにはいかない。これはもう決められた額を納付しなければならないというふうに思います。

ただ、この国保等におきましても、全現在市町も、それぞれ全額 100 パーセント徴収しているわけではないのです。そういうことも当然、平均的なもので考慮した上で納付額が決められてくると、そういうことも考慮した上で決められてくるというふうに、私は思っております。

ですから、今以上に、当然、まずは、滞納が増えていかないように納付していただけるように、このことは当然のことですが、努力していかなければならない、これは義務だと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 収納率を設定する場合ですけれども、ある自治体が、被保険者数が何千人だから収納率は、機械的に何パーセントになるはずというふうなことで設定されるのです。

ですから、標準的な収納率、いろいろ各自自治体によって収納率が、努力していないところも標準的な高いところに合わせるのだらうと思うのですけれども、そういうふうな標準的な収納率をもって、この保険料を徴収しなさいということになりますから、先ほど、圧力というたの、そういうふうになると、私は思うのです。

ですから、そういうふうな、当然、払うのは、条例なりで決められておるわけですから、国保税納めるのは当然なのですけれども、それについてもある程度状況を見ない、今まででの収納の努力した中でも、状態を見ない中で、機械的に収納率を決められて、これだけですから納めなさい。それも 100 パーセント義務づけられているわけですから、やっぱりそ

れは、圧力に、私はなと思うのですけれども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 制度として、これを圧力と見るか、これ当然のことと見るか、これはその見方ですけれども、そうした納付金というのは、当然、決められて、平均化して、佐用町だけの特例を認めていただくというようなことは、それはできないと思います。

ですから、そうした中で保険料を被保険者に負担いただく、要は、最終的には県においても平準化して、県下統一していくというような、1つの大きな設定、目標があると思うのですけれども、現在においては、その収納率だけじゃなくて、よくここでもお話しさせていただけますけれども、実際の保険料と給付、このバランス、このへんが佐用町の場合には、かなり保険料から見れば給付が高いというのもありますし、また、現在既に、町として一般会計からの法定外の繰り入れも実施をしていると、このあたりが、どういうふう

に今後取り扱っていくか。

県においても、当面は、それぞれの市町においての算定に基づいた、最終的に徴収は各市町村の業務になりますから、その保険料率も、そういう形で移行していくということを言っておりますので、いろいろとほかの自治体との取り組み状況、一緒に情報交換しながら、急激な変更とか、被保険者に対しての急激な負担の増、こういうことは、そういうことにならないように、できる限り配慮をしなきゃいけない。そういうことは考えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） この標準の保険料率についても、ある程度、参考にしなさいということですから、それで、国会の労働委員会の厚労省の答弁なんかでも、従う義務はない。こういう答弁ですから、参考にしなさいという程度ですから、町長言われたように、そういうふうな参考にしながら、佐用町独自の保険税額を決めていかれるというふうにしていただきたいと思います。

それから、健康診断のフォローですけれども、町の健康増進計画の中で、今までの経過あるのですけれども、その中で、医療機関の受診件数が多い疾病見ますと、「内分泌、栄養及び代謝疾患」が最も多いということになっています。いろいろ、次には、2番目には、「循環器系の疾患」や、3番目に、「筋骨格系及び結合組織の疾患」いうふうな、こういうふうな資料として出ているのですけれども、こういうことも健康診断の中で、今までのデータもあるわけですから、これを踏まえて、町の疾病状況も捉えた上で健康診断に生かしていく。

特定健診なんかの町独自の診察項目を増やしてということもありますけれども、町独自のそういうふうな疾病状況を考えた上で、健康診断に取り組んでいくということが必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 全て体のいろいろな異常が起こってくる原因として、いろいろな原因があると思いますけれども、いわゆる全てが起因しているのは、日ごろの生活習慣ですね。いわゆる、それがバランスが崩れたり、その生活自体が健康的によくない生活をしていると、いろいろな体に異常が出てくるわけですから、いわゆるそれが生活習慣病と言われるところであります。

そういう中で、ここでも答弁させていただいたように、まだまだ、塩分の取り過ぎというのが、非常にいろいろな面で、そうした異常、問題を起こしていると、減塩を推進していかなくちゃいけない。そういうことと、食育の中で、塩分だけの問題じゃなくて、やはりきちっと食べる、食物、少なくとも野菜とか、また、炭水化物にしても取り方、量、そういう健康的に、また、体の健康を維持するために必要な食べ物、食事をきちっとしていただく指導、こういうことを栄養士、保健師、それによって、健康状態によっては保健師が指導するとか、そしてそれを食生活については、栄養士が指導していくとか、そういう取り組みをするというのが、この包括支援センターとしての大きな役割になってくると思うので、そういうことで、これからも…。

その1つの今の現状を図る上で、そうした健診ということが非常に大事で、それを見て、包括的に、その状況がだいたい推定ができるわけで、その中で一番、今、取り組むべき大事な項目というものを設定しながら、健康づくりに取り組んでいくということになろうかと思えます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町の大きな方向としては、そうだと思うのですが、特定健診の受診率が平成26年で28.0パーセント、その後の特定健診指導実施率が35.5パーセント。どちらも目標値としては60パーセントまで上げたいということですから、今までずっとこれ、特定健診が導入されてから、ずっと受診率の向上いうことを目指しているけれど、あまり変わらないということで、ですから、私、保健師の役割も大きいと思うのですね。今回、そういうふうな、保健師の職員の採用もされましたから、強化という面の一面ではあるかと思うのですが、受診率の向上ということに、特にこれ力入れて、今までずっと、そういうふうな計画の中でも上げられてきましたし、反省点としても、そういうふうな向上を目指すということも挙げられていますから、特に、そういうふうな健康づくりの面では、健診の充実ということが求められていると思うのですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、何で自分の健康のことについて、言えば、特定健診の受診率から見れば、本当の4分の1ぐらいしか受けられない。これだけ皆さん、自分の健康について非常に興味もあり、非常に大事に思っておられるのに、結果的に数字として、なぜ、こんなのかなということ不思議だというふうに考えていたのですが、やはり私の

周りの方々を見ている、決して不養生でお医者さんにも、また、健康に対して無関心でも全くない、やはりいわば、かなり病院に、いろいろなそれぞれの体の不具合があって、定期的にずっと通って見ておられる方が多いですし、元気そうに見えても、どこか内臓の体…、血圧が高いとかいうような、そういう薬を飲んでおられる方、これも月に1ぺんぐらいは、必ず病院へ行かれておりますね。

私は、そういうことで、特に佐用町のような町においては、かなり医療機関への受診が高いのだと思うのですよ。そういうことで、保険料と比べて医療費の給付というのが、他の市町と比べると非常に高いという部分もあるのですよね。

ですから、この国民健康保険の特定健診を受けなくても、毎月言うたら定期的に、そうした血圧の検査だとか、血液を採って血液検査することによって、相当の部分のいろいろと体の異常というのが把握ができるのですね。

そういうふうに、今、されている方が、言えば、かかりつけ医というのですか、家庭医的な形で、ずっと病院のほうにも、自分の健康を気をつけながら、先生の指導を受けておられる方がおられる。私は、このことが、いいのだと思うのですよ。

だから、特定健診の受診率が低いことだけを問題にすることはないなという感じを持っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町の健康増進計画の中の第4章、健康づくりの取り組み、その中で行政の取り組みとして、具体的に最初の質問では、全部のそういうことで挙げましたけれども、具体的にお聞きしたいのですけれども、行政の取り組みの中で、地域において、積極的に食生活改善普及活動をする人材を養成する。また、活動の育成、支援をする。と、人材の養成と、食生活改善の項で、そういうふうに人材育成ということがあります。具体的に、こういう人材育成の体制というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 専門職としては栄養士が、こうした食育改善、いろいろな改善について地域の皆さん方のボランティアの方々、こうした取り組みをしていただく方に、協力もいただきながら、活動を行っているということでもあります。

そうした自分の健康づくりの中で、地域において、いずみ会とか、今まで会としての組織もあるのですけれども、そうした食生活について、これまでも改善、いろいろと研究し、また、活動をして、普及、活動していただいております。そういう方々を、だんだんと高齢化して、会員も少なくなって、活動自体が、そういう中で新たに新しく、そういう取り組みをしていただく人、活動していただける人を増やしていくというようなこと、これが1つの人材の育成でもあり、町としては、栄養士等においても、今後、必要であれば、必要であるというか、そういう状況、ほかの全体のバランスの中で強化も図っていくということが、1つの人材の育成かなとは思いますが。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 身体活動・運動のところでは、行政の取り組みとしては、年間を通じて利用できる運動施設の整備、活用を推進する。町内には、現状でも健康増進の施設ありますけれども、整備、活用ということで、整備ということが挙げられていますから、具体的なこの整備。前回の質問でもけんこうの里のトレーニングルームを三日月支所にというふうな具体的な提案もしたわけですがけれども、運動施設の整備は、どういうふうに考えられていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 屋内の運動、また、屋外の運動、いろいろとあると思います。今、そうした種目も非常にたくさんあって、それぞれ自分の好みといいますか、自分がいろいろなグループをつくったりして、スポーツ活動、スポーツしたり、また、個人でもウォーキングをしたりしております。その機会は、いろいろなことを利用すればあると思うのですね。

町においても、それができるように、当然、学校を規模適正化した後も、地域の体育館、そういうものについては、地域でのそうした施設として維持をしていこうということで、そういう提供をしておりますし、また、拠点となる上月の体育館等につきましては、充実させて、床を全部木製に張りかえたり、このたびは空調設備も入れたり、改修工事も行っておりますし、外での運動施設についても、これも学校の跡地等の、当然、運動場等、これも地域の施設として利用していただけるようにしております。

さらに今の時代ですから、いろんな要望もあると思うのですけれども、これは、そうしたトレーニング施設が、今後、必要であれば、そういうことの要望が非常にあるようであれば、そうした設備も、こういうことも、当然これは検討をしていく必要もあろうかなというふうにも考えます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 健康づくりの先進地いうたらあれですけれども、奈良県の山添村という自治体があります。ここは、行政で言えば、保健師が中心になって、地域の方々とも医療機関とも連携して、奈良県下では非常に医療費が少ないところだというふうに聞いています。そういうふうな、保健師を中心とした行政からの健康づくりに取り組んでいくということでも、この計画の実効性があるような計画になるように、それが求められると思うのですけれども、私、やはり今回の保健師の増員、強化につながる。それは大変評価しているのですけれども、それを実際に実効性のある健康づくりに…。先ほども介護の面でも保健師の役割は大きいですし、町全体の健康づくりの面でも保健師の役割は大きい。保健師だけに限らず、行政全体の体制づくりが求められると思うのですけれども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういうこと、非常に重要な課題であるという認識のもとに、そうした充実を図っております。

ただ、それぞれが、そういう具体的な事業において町民の皆さんのために、少なくともいろいろ研究して、本当に実効性のある、また、効果の出る政策を、これから打っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

8番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（岡本安夫君） 金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休息をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。ただ今から休息をとり、再開は、午後1時30分とします。

午後00時20分 休憩

午後01時30分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いしますが、傍聴席において手話通訳を許可しておりますので、その旨を報告しておきます。

それでは、4番、廣利一志君の発言を許可します。

[4番 廣利一志君 登壇]

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。今日は、平福の景観の件、それから手話言語条例、古民家の再生支援ということで、この席からは、平福の景観を守るためにということで、質問をさせていただきます。

平福をめぐる最近の状況は、利神城跡と御殿屋敷跡の国指定史跡に向け、山林地権者への同意取りつけなど大詰めを迎えています。

国指定史跡の範囲内の御殿屋敷跡の放棄田、国指定史跡の範囲外ではあるが、宿場町の空き家・空き地、放棄地などを含め、3点セットこそ平福の魅力であると平福の住民の皆さんは、思っておられます。

さらに、佐用町歴史的環境保存条例が時代に合わず、その改正こそが緊急であると考えておられます。

そこで以下の点について町長の見解を問うてまいります。

①、3月議会での一般質問に対する答弁で、町長は条例が時代に合わないと言われま

したが、その認識は今も変わらないのでしょうか。

②点目、条例改正のポイントは、太陽光パネルの設置申請・届け出の義務化の明記、空き家・空き地の管理の指導の徹底を盛り込むことだと思いますけれども、町長の見解はいかがでしょう。

③点目、佐用町歴史的環境審議会の機能発揮が求められていますが、見解のほうはいかがでしょう。

④点目、農地が太陽光パネルに転用される際に農業委員会にて審議され、意見具申されますが、平福地域が条例で景観を守る地域であるということが徹底されていないのではないかと。

⑤点目、佐用町の総合計画では、佐用ならではの資産に磨きをかける、磨きをかけて新たな魅力を創出すると明記しています。そこでは、はっきりと利神城や平福の町並みと述べられています。条例改正こそが、今求められ、総合計画を具体的に進めることではないのでしょうか。町長の見解を問います。

後の質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問、第1点目の平福の景観を守るために、再度問うということのご質問にお答えをさせていただきます。

今、廣利議員も発言ありましたように、平福地域におきまして、利神城跡の国指定、平福の御殿屋敷の跡地を含めた国指定に向けた事務を進めているわけでありますが、この平福の町並みは、以前から因幡街道の宿場町として栄えた歴史的に貴重な町の財産として、もう30年以上にわたって、町並みの景観の保全と維持について、地域の住民の皆さんとともに取り組んできたところでございます。

ご質問1点目の3月議会での質問に対する答弁で、私が、条例が時代に合わないかと答弁したが、その認識は今も変わらないかということですが、この平福の歴史的環境保存条例につきましては、多くの地域で時代の流れとともに伝統的な町並みが失われていく中、昭和58年に旧因幡街道の宿場町として栄えた平福地区の佐用川の川面に映える土蔵、川座敷群などの貴重な歴史的景観、遺産を守る地域の取り組みを支援し、行政と地域が協力して町並みの歴史的環境を保存・継承に取り組むために制定をしたものであります。歴史的環境を保存する歴史的環境区域については、審議会及び地域代表者の意見を聴取して定めたものであり、歴史的環境保存対策費補助金の交付金対象となる区域については、保存区域、重点保存区域及び最重要建築物を指定をいたしておりますが、今までにも、その指定範囲については県指定などと整合させてまいりました。

佐用町歴史的環境保存条例の責務等などの項目では、町と住民の方の責務が記載されております。お互いの責務を十分理解し協力して歴史的環境を保存する努力義務といたしております。また、歴史的景観に配慮した新築、改築をされる場合に、県と町が支援する補助制度も制定をしておりますが、この条例は、歴史的環境を有するが上に実際の生活、日常の生活がしにくくなるということではなく、住民の方が自分の町に誇りを持って、平福の歴史的景観を生かした生活空間になるように制度化されたものであります。

今、大事なのは、そのことをもう一度、地域の皆さん方、みんなが考えていただくことではないかと思えます。

この条例は、地域の方に寄り添ったものとなっておりますが、時代にこれが合わない、

私が申し上げましたのは、当然この 30 年間の間に生活の環境も変わり、家の建て方、生活様式等も変化をしてくれております。

また、太陽光発電のような施設、そういうものは当然、想定をしなかったということでもありますとともに、時代の推移の中で、住民の皆さんの考え方も変わってきたということでございます。

今後、こういう時代の中でどうするかということ、この歴史的環境、平福の町並みを保存、維持するために何が必要か、これは、利神城跡、また、御殿屋敷を含めた国指定を踏まえて町行政と地域の皆さんと一緒に考え協議をしていくことが大切でないかというふうに考えております。

次に、2点目の条例改正のポイントは、太陽光パネルの設置申請・届け出の義務化の明記、空き家・空き地の管理の指導の徹底を盛り込むことだと思うが、町長の見解はというご質問であります。現在も、歴史的環境区域の保存のために、建築物その他の工作物の新築、改築などの行為をしようとする者は、町長への行為届出書の提出が必要となっております。

太陽光パネルについても、再生可能エネルギーとして国が推奨していることもあり、ここ数年至るところで、こうして設置がされるようになっておりますので、工作物としての行為届出書を提出していただくように依頼しているところでありますが、町外の業者による太陽光パネル設置に関しまして、確認申請書などによる書類の提出がないために、その確認が困難であり、未提出で設置されるところも、現在、既にあるということが現実であります。

その上で、県からは歴史的景観上、規制の対象とならない工作物であると、太陽光パネルというのは、そういう工作物であるとの回答もありましたので、設置申請・届け出の義務化の明記は、この太陽光パネルに限っての明記という形は、これは困難ではないかと考えております。

しかし、歴史的環境区域内であれば、行為届出書の必要性を設置業者に説明し、これまでと同様に提出をしていただくよう指導をしたいと考えておりますし、こうした行為届が必要であるということは、地域の町民の方、住民の方も、これは十分に尊重をしていただいて、そうした土地を、そうした業者に貸付いたり、また、自らもそうした太陽光等の設置をされる時には、当然、事前に届け出書をしていただくのが、この現在の条例の趣旨、規定しているところでありますので、それを尊重していただきたいと思っております。

また、空き家・空き地においても、年々増加傾向にございます。これらは個人の管理によるものでありますが、町では老朽危険空き家などの適正管理に関する要綱を定め、所有者による適正な管理と町の施策で、既に取り組みを進めているところでございます。なお、危険な空き家に該当する建物になった場合は、町では今年度より、老朽危険空き家除去支援事業により対応をいたしております。

次に、3点目の佐用町歴史的環境保存審議会の機能発揮が求められるが、見解はどのご質問であります。この審議会は、5名以内の地域の代表と有識者で組織され、歴史的環境区域内に建設される建築物・工作物などが、できるだけ歴史的町並みにふさわしいものになるよう調査審議するために設置されております。先ほども述べましたとおり、歴史的環境区域において、建築物その他の工作物の新築、改築などの行為をしようとする者は、町長への行為届出書の提出が必要となっております。審議会では、この届けにより、審議していただき、歴史的景観にそぐわない場合などは、意見書を行為届出者に通知をして、指導をしているところであります。地域住民の皆さんが審議会の意見を尊重し、歴史的環境を保存する意識を高めることが大切であるというふうに考えております。

次に、4点目の農地が転用される際に農業委員会にて審議され、意見具申されるが、平

福地域が条例で景観を守る地域であることが徹底されていないのではないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

最近では、地域の住民の方が太陽光パネルなどを設置し、自分の生活を安定させるために農地転用される事例が見受けられますし、この場合、農地法という法律であるため、町の条例より法が優先をされることとなります。住民の方が歴史的景観を十分認識をされ、地域への居住と生活が両立していくことが大切であると考えております。その意味で歴史的環境保存対策費補助金を定めておりますので、地域の住民の方が、平福の景観が貴重で重要であることを再認識していただき、それに対しても町とともに、さらに平福の景観を守っていけるように取り組んでいただきたい。そして、町としても、それをさらに支援をする努力をしてまいります。そのように考えております。

最後、5点目の佐用町の総合計画では、佐用町ならではの資産に磨きをかける、磨きをかけて新たな魅力を創出すると明記している。そこでははっきりと利神城や平福の町並みが述べられている。条例改正こそがということで、今、その条例改正が求められ、それが総合計画を具体的に進めることではないかのご質問であります。1点目、4点目の質問にお答えさせていただきましたとおり、この条例は、平福地域の歴史的環境を保存するための条例であり、地域の方と行政が協力して景観を守るために必要な地域の指定や、それにかかる費用等の補助金の制度などを定めたものであります。条例のこれを改正をするというふうに、必要ではないかというふうに、廣利議員のほうは言われているわけですが、実際にこれを改正するとしても、その内容は、個人の権利を強制的に制限するようなことは、これは町の条例の中では、これは、私はできない。難しいというふうに思っております。結果的には、現在のこのあります条例、これをもとに、それぞれ趣旨を十分に住民の方も改めて地域で認識、再認識をしていただき、尊重していただいて、平福の町並みが保存継承されるように努力をお互いしていくと、そういうような、私は、このもとの条例の趣旨でもあり、その趣旨は、今の時代、時代が変わったからといっても、それは何ら変わらない考え方ではないかと思っております。

特に、太陽光によって、この問題によって、この条例の改正が必要ではないかということ、廣利議員は主張されているわけですが、太陽光においても、既に設置されたものを撤去するとか、これをなくすということは、当然これも、なかなかできることではありません。

国の政策によって、こういうものが全国に次々とできていったという状況、これはかなり、いろんなところでも、そうしたいろんな景観の問題、環境の問題が起きたということは事実であろうかと思えます。

ただ、平福の今後の景観形成、また、歴史的環境の保存維持の中で、もうさらに新しいものがないようにするという、このことも大事かと思えますが、国の政策そのものの中にも、太陽光発電の買取価格も非常に以前と比べると、年々低減をされて、1つの採算的に見て、どんどんとこれが増えていくというような状況は、私は過ぎたというふうに思っております。

そういう意味で、そういうことも含めた、元々の条例でありますから、この条例の現在、制定しております条例、これまで30年余りにわたって、ずっとこれを、こういう事業を続けてきた、これを改めて、この平福のこれからの町づくり、町並みの保存、また、歴史的な平福利神城跡、また、御殿屋敷を含めたこれからの整備、こういうことに生かしていきたいということで考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私も、平福の住民の皆さんに1月、2月、この太陽光パネルの設置と、その景観の問題について聞きました。

それで、10月19日、平福地域での行政懇談会がありまして、その中で、自治会長、あるいは地域づくり協議会の役員の皆さんが発言されたことは、かなり大きな意味を持っている。これは、太陽光パネルの件について、景観条例を守っていくために条例改正が必要なのだと。あるいは、町並みの魅力を増すために景観条例は時代に合わせる形が必要なのだという発言がありましたけれども、住民の皆さんのお考えは、自治会長個人の意見ではありません。地域づくり協議会の役員の個人の意見ではありません。そのことを、町長、いかがですか。認識されていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 行政懇談会の時に、一人一人の町民、住民の方、個人として参加もいただいておりますし、そうした役の上で持たれて、代表として参加をいただいた方もいらっしゃると思います。

ですから、平福地域で、そうした町づくりにかかわって、指導的に自治会長、また、地域のセンター長の皆さん、そういう方々も現在の、当然、状況の中で制定をされております、この歴史的環境保存条例、これの皆さんの趣旨、これをしっかりと地域の中で、みんな、もう一度確認し合って努力していくということ、このことを、まず、考えていただくことが、取り組んでいただくことが、私は大事だというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 町長の答弁の中で、平福の住民の皆さんの責務というふうに話がありましたけれども、私は、自治会長さんの発言、それから地域づくり協議会の役員の方の皆さんの発言というのは、私は、総意に近いものが発言されているのだと、私は、思いますけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、どういうふうな地域で話し合いをされて、皆さんが、そういう思いを1つにして、そういうことが必要だというふうに発言されたのであれば、そのことは、私には、そこまでの判断はできませんが、それぞれの役職として、そうした発言をされていることについては、当然、それは個人だけの意見ではないということは、よくわかっております。

ただ、廣利議員がおっしゃる太陽光だけを規制するという問題で、私はないと思ってい

ます。

当然、これまでも、町並みということの中で、建物、これは景観をつくっている大きな要素であります、この平福の町並みをつくられている建築物、これについても、今、先ほど、答弁でも申し上げましたように、時代の中で、今の現在風の新しい建物というものも建ってきているわけです。このことについても皆さんにとって、そこにこれから生活する方にとって、これまでの景観を重視した建物より、そういう建物のほうが生活しやすい、そういうものがほしいのだというような個人の思い、意見、こういうものを、やはり強制的にといいますか、条例で、それを規制するということは、なかなか、こういう問題では、こういう条例の中では、課題の中では難しいということでもあります。

だから、そのあたりも、これは今、起きたことではなくて、確かに、太陽光は、ここ3年ほどで、急にこういう問題が起きましたけれども、この条例に基づいて、30数年ずっと建物の修景、保存、修理なんかに100件以上取り組んでまいりました。

その中でも、じゃあ、それに合わないものも、当然これまでつくられてきました。だから、その時、その時に、やはり地域の中でも、そういう話し合いもさせていただき、お願いもしてきておりますけれども、どうしても、それは個人の意見、最終的には個人の考え方というのが、優先をされてきたと、これは、私は、こういうその町というもののあり方としては、最終的には、そんなに全部統一して何も強制的に規制をするということとはできないというふうに、私は考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私は、このタイミングで出ているということは、やっぱり国指定というところが大きなきっかけになっていると思います。

これは実際にガイドされている方たちが、観光客の方から聞かれた声が、この間の発言だと、私は思います。

それで、具体的に、今の町長の答弁の中で、行為届出を提出を依頼という形で話がありましたけれども、条例の中では、要するに個人の権利の制限が難しいということで、3月の議会の中でも、そういう話で、そこからあまり変わっていないのですけれども、例えば、全国的に見たら、その景観を守るという形の条例というのは、いろいろたくさん、太陽光パネルを明記する形でできております。近隣でも加東市と赤穂市がつけられました。

加東市の場合は、届出を義務化と、依頼ではなくて、もう義務化と。

あるいは、赤穂の場合も近隣の自治会の説明会を設けなさいと明記しております。

だから、こういう形で、あるいは事業者の氏名、場所の市町宛の届出を義務化と。だから、こういう形で、今までの条例は、提出を事業者の方に、その個人の方に依頼すると。だから、これは時代の流れ、時代とともに、そういう形に近隣でもなっているということが、実際にありますので、そういう形の改正が住民の皆さんは求めておられるというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 加東市の場合も赤穂市の場合も、その市内で行われる、そうした太

太陽光発電について、歴史的環境保全という目的ではないですね。全体の生活環境としての工作、問題としてされております。

ですから、廣利議員が、今、太陽光について、そういうことが非常に問題であるということ、規制をすべきだというご意見を尊重するとすれば、それは、太陽光パネルのこれらの設置についての規制を行う。これは平福の歴史的環境地域、指定している地域だけではなくて、これは佐用町のどこにということと、ある意味では全体で、そういう太陽光に対する規制という条例をつくる必要があろうかと思えます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今は、平福の景観条例で守られている地域と、その中で、ほかの地域に比べて、条例で守られているのにもかかわらず太陽光パネルが増えているということの危惧を皆さんが持っておられるということなのですね。

それで、これはやっぱり、先ほど言いました届出の義務化と、あるいは近隣自治会、この場合ですと、平福の自治会の説明会というあたりは、これはやっぱり盛り込む必要があるのではないかな。

もう1つ、農業委員会の太陽光パネルへの転用につきまして、これは、今、佐用町の場合の農業委員というのは、農林振興課が兼務という形ですけれども、これは専任化というのは難しいのですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 農業委員会の事務局を持っておりますのは、農林振興課です。だから、そこの農業委員会の独立した事務局を持つということは、私たちのような小さい町の中では、当然、人員的にもありません。

ただ、農林振興課の中にあっても、農業委員会の専任事務局としての職員は配置をしているわけですから、その組織として、その長が、農林振興課長が兼ねているというだけでありまして、独立した農業委員会としての組織運営は、されているわけです。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今回、農地が太陽光パネルに転用されたということにつきまして、農業委員の皆さんに私は聞きました。

そしたら、景観条例のことについては、一切ご存じなかった。景観条例があるということ。農地法が優先するということについては、当然、わかっておられますけれども、景観条例があるということをご存じなかった。

それで、農業委員会の事務局に聞きますと、どういう回答があったかというのと、当然、農業委員さんは、条例があるのをご存じのはずです。特には、注意喚起しておりませんという話でした。

これは、事務局が機能していないのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 農業委員会へ農地の転用、用途変更、農地の転用出された時に、当然、農業委員会としては、農地について審査をされるわけであって、それが、例えば、太陽光にされるからだめですよということは、当然、太陽光を設置するというので、農業委員会に出るわけですけども、何に転用するかというのは出てくるわけですけども、その中で、じゃあこの地域の太陽光はだめですよというようなことは、当然このことは、農業委員会としては権限がないということです。

ですから、現在、確かに、今、言われるように、そこを規制する。太陽光は、もうできない地域ですよということになれば、そのことをもって農地転用はできませんよということとは言えますけれども、現段階においては、そのことは、あまり意味のないことだというふうに思います。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） だから、結局、条例のところの根拠が、要するに、太陽光パネルが、現行は、やっぱり明記されておられませんから、（聴取不能）なところありませんけれども、景観を守るというところについては、平福は、全体がそういう地域だと。

これは当然、農業委員さんは、ご存じだという見解ではなくて、やっぱり、景観を守る地域なんだというところについては、これは事務局としては、当然、そういうリードすべきではないかなというふうに思うのですが、それは、違いますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのことについては、町のそれぞれ担当は違いますけれども、そういう政策の中で、これは強制はできないけれども、指導事項として、いわゆる皆さんに、言葉で言えば、お願いをするという、協力をお願いするということであろうかと思しますので、それは知っておくことも、当然、職員として必要だという点、このことはご指摘のとおりだというふうに思います。

ただ、農業委員会に出てくる時に、当然、これは、全く部外者、町外者の農地であれば、また、そういうことが知らないということもありますけれども、当然、農地ということになれば、ほとんどの場合が、まだまだ地域の方がお持ちの農地であります。

だから、そういう地域の中で、もう 30 年以來、そういう取り組みをしてきたということは、地域の方が一番よく承知をいただいていることだと思います。このことは、職員が知っている以上に、地域の方においては、そういう身近でずっと生活された方にとっては、特に、そういうことは、私は、十分、まず、それを転用するかという前に、地域

において、そのことを、やはり考えていただく、これまでの取り組みと、それに対する影響ということも、当然、私は、ある意味では考えてほしいなという、これは希望ですよね。そういうように思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） そういう農業委員さんと事務局との間で、そういう認識の相違というのか、あるいは、ほかの法律、仮にほかの法律があつて、その法が優先されると。農地法が優先するところがあるのですけれども、そういう法律、条例、そこまでカバーできないのなら、やっぱり兼務ではなくて専任化というふうな形も必要なのかなということと…。

もし、仮に、そういう形ができなければ、例えば、宍粟市がやっているのは、各課回覧システムというのをやっている。要するに、例えば、農地転用の場合に、ほかの法令に反しないかどうかというふうな形を回覧システムというような形をとっているという話を聞きましたけれども。それで、宍粟市は専任を置いております。

それから、上郡は、専任ではないけれども、専任に近い人がいます。

だから、そういう形ができなければ、そういう形の対応というのが、回すだけですから、それはできないのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 農地委員会のこの事務については、佐用町においても、上郡と一緒に専任に近い形で係を決めて設置をしております。

ただ、それを設置したからといって、今の当然、太陽光、今言われる太陽光だけじゃなくて、個人がいろいろと土地を活用されるに当たっては、当然これは法律に基づいたものというのは、全てチェックをされますが、それを町が独自に規制をして、その規制が妥当であつて有効であれば、そういう条例で、完全に設置ができませんというふうになれば、これはまた、その取り扱いを、そういう指導というのですか、それによって、許可をしていくわけですからできますけれども、今、情報が遅いということを、多分、廣利議員のほうはお話になっていると思います。これまでの結果、今、既にでき上がっているものについて、事前に、そういうことが把握ができずに、工事がされてしまったということの反省の上に立ってのお話だと思うのですけれども、それについては、地域の方にも、太陽光についても必要ですと、これは、事前にそういう計画がある時には提出をしてくださいということを指導しておりますし、これは、自治会長さん、そして平福には、平福文化と観光の会というのもあります。こういう中で、これまでこうした保存活動をしてきておりますので、その方たちとも情報共有をして、早くそれは、指導できる限り遠慮していただけるように、何とか事業が中止をしていただければ一番いいと、そういうことの取り組みはしておりますので、現在においては、そうした後になってしまつて、でき上がつてしまつてから知らなかったというようなことはないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 当然、太陽光パネルだけではないのですけれども、平福の町並みの空き家、空き地の問題につきましても、これは、例えば、応急策として、自治会、平福の住民の皆さんも垣根をつくるとか、板塀をすとかいうふうな形を、これも景観という形の中で、やっぱりますます空き家、空き地が広がってしまっているというところがありますので、その条例改正へ向けての町長の決断が聞けないですから、応急策として、垣根、板塀で、やっぱり観光客が来た時に見えなくするというふうな形はとれないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、これから平福の皆さんと一緒に協力して、その事業者となつて、そういう個人の土地であっても景観上、塀をつくるとか、垣根を設置すると…垣根も塀も一緒ですけれども、板塀みたいなものを設置すとかということに取り組んでいただくということが、これから可能であれば、これは今、県にも、そういう区域にもよりますけれども、条例をつくっていただいておりますし、町もそうした事業に対しての助成をしていく、そうしたものが既にこれは、事業としては可能なわけですね。

ただ、それは、皆さん、実際に具体的にやろうとした時に、なかなか、それぞれが個人の持ち物であり、所有者の考え方、所有者の方が、そういうことに理解をしてやっていただければ、一番いいわけですけれども、それも、そう誰もがやっていただけるわけではない。

また、地域全体でやろうとしても、個人の同意は、当然、要りますし、地域のじゃあ負担がどうだということも必要になってきます。

だから、条例をつくったから、じゃあできるという問題ではないので、何度も、私も言いますが、このことは、もう本当に、こういう条例の性格上…だったと思うのですけれども、当時、30数年前振り返っても、地域の皆さんと一緒に、そういう協力をして、みんなで取り組んでいこうと、地域を守っていこうということ、このことは、その時代も今も、そのことがない限り、なかなか進まない。適正な事業というものが、実施していくことは、難しいなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 条例改正が全てではないですけれども、平福の住民の皆さんの声をバックにしながら、町長の決断が聞けるというふうに思っておりましたけれども、今日のところは残念な結果ではありますけれども、平福の方が、一番、そんなふうに思っておられると思いますけれども、引き続き要望をしてまいります。

最低限、行為届の義務化というところについては、これは必要だと。そのところの修正というのは、必要なのではないかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も当然、平福の方とも、いろんな形で、課題はいろいろありますけれども、日ごろから顔を合わせてお話を聞かせていただく機会も多いですし、道の駅もありますし、平福に行く機会も非常に多いのですけれど、ただ、私にそういうことを、お話しいただくということは、条例の改正が、ぜひ必要だとか、こういうことをしてほしいというようなことは、直接的に、私は、本当に聞かせていただいているのですね。

懇談会の時にも、条例の改正というようなことは言われなかったと思います。これは、何らかの手立てがないのかというお話しは、当然、ありました。

ですから、当然、それはお話がある、要望があるにかかわらず、そうした地域の景観を損なっていくという、この問題について、どう対処するか、そのことは、地域の皆さんともお話をさせていただきなきゃ、協議しなきゃいけないことですし、行政としても、その責任を果たしていかなきゃいけない。そのことは十分に認識をしております。

ですから、当然、事業がなされようとしている、個人の方が考えられている、そういうことを早めに察知して、特に農転でもするような場合ですと、それは、こういうことがされようとしているというような情報をもとに、届け出を、事前に届けていただくのが一番筋ですけれども、それが無い場合には、届け出をしていただくということも干渉をしなければならぬと思います。

ただ、それは農地であって、そこにも宅地、空き地が、まだまだあります。そういうところは、農地転用とか何とか関係がないという中で、それは行為だけという話になります。

ただ、今、先ほども申しましたけれども、太陽光発電そのものも、本当に時代の1つの急激に流行みたいところがあって、国自体がああした非常にいい条件を出したものですから、一斉に増えましたけれども、今もう、その条件がだんだんと悪くなって、太陽光そのものに魅力のなくなってきたような状況もあります。

だから、そんなにこれから一気に、どこもかしこもが太陽光になるというようなことは、これは、私はないと思いますし、そういうことは、これはわかりませんが、期待もしたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 自治会長さんたちの発言が、町長は、条例改正という文言がなかったということをおっしゃるけれども、内容は条例改正ですね。

だから、私は、そういうふうを受け止めましたし、皆さんの、私は総意だと。総意に近いというふうに思っております。

また、引き続き、また、質問もさせていただきますけれども、次の質問に移らせていただきます。

手話言語条例の制定を。

「手話は言語である」という認識に至る過程は、聴覚障害者の方々を中心にした権利獲得の歴史でもありました。

社会的にもさまざまな不利益を被り、差別されてこられた悲しい歴史があり、ようやく、2006年の国連総会にて全会一致で採択された「障害者権利条約」が契機となり、日本では2011年に「障害者基本法」が改正され、「言語に手話を含む」と明記されました。

そうした動きは、地方自治体での「手話言語条例」の制定化となり、県下及び近隣市町においても、2014年に篠山市、加東市にて条例が可決、成立しました。2015年に三木市、明石市、神戸市など6市、2016年3月には宍粟市を含めた2市にて条例が可決、成立しています。

佐用町議会では、2014年8月に陳情書を受けた後、さらに同年11月に請願書を受け、12月議会で、全会一致で採択しました。

上記の通り一連の状況から、我々が取り組むべき行動は1つであるというふうに思います。

聴覚障害者の社会参加の推進につなげ、聴覚障害者以外の人と、人格と個性を尊重しあう共生の社会の実現のためにも「手話言語条例」の早期制定が急がれると思いますけれども、町長の見解はいかがでしょう。

また「手話言語条例」の検討のための委員会の早期設置及び委員には、聴覚障害者が委員委嘱となるべきと思いますが、いかがでしょう。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の廣利のご質問であります手話言語条例の制定という課題について、お答えをさせていただきます。

平成18年12月に採択をされた国連の障害者権利条約には、「手話は言語である」ことが明記をされております。日本でも平成23年に障害者基本法において言語として認められる記載がされました。

また、佐用町議会においても平成26年11月に公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会から「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を受けて、12月議会において、これが全会一致で採択をされたことは、私も十分承知をいたしております。

佐用町における聴覚障害者に対する施策といたしましては、意思疎通支援事業として手話通訳者、要約筆記者の派遣事業などを行っておりまして、病院の診療、講演会など日常生活に必要と認められる場合には手話通訳者等の派遣をいたしております。

また、聴覚障害者に対する補装具や日常生活用具の給付、軽・中難聴児への補聴器購入の助成事業なども行っております。

佐用町には、聴覚障害者の方が障害者手帳を持っておられる方ということになるかと思いますが、今、おられるということではありますが、実態といたしまして、これ高齢者の方が非常に、その割合が多いということも実態ではないかと思っておりますし、手話につきましても、なかなか、若い時から手話について勉強をされてきて、自由に使えるという方が非常に少ないということも実態で、手話そのものがないという方も、この中には多いということも聞いております。

一方で、登録手話通訳者であります。残念ながら、佐用町には、そうした通訳ができる方、登録手話通訳者は、現在ありません。

派遣事業につきましても西播磨福祉地区身体障害者連合会にお願いをして、実施をしている現状であり、派遣依頼があった場合には、太子町、たつの市などから手話通訳者の方に来ていただいているのが現状でございます。

障害者基本法で言語に手話が含まれると改正をされ、また、障害者差別解消法でも手話を含めた言語や点字などさまざまな手段により障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられた時には、合理的な、その配慮をしなければならない。

また、事業者等においても負担にならない範囲での合理的な配慮を取らなければならないというふうにされております。

手話を普及するための方法として、手話言語条例の制定ということ、これも有効かとは思いますが、障害者基本法や障害者差別解消法による意思疎通手段に基づき、手話だけでなく、技術の発展によって、要約筆記・点字・音訳などの障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することが急務というふうに考えており、有資格の手話通訳者の育成や手話の普及や手話を使用しやすい環境の提供に努め、兵庫県や近隣の市町村との協力、また、動向を注視しながら、手話だけでなく、要約筆記や点字、音訳などのコミュニケーション手段の、さらなる普及を目指していくことについても積極的に検討をしていきたいと考えております。

次に「手話言語条例」の検討のための委員会の早期設置及び委員には、聴覚障害者が委員委嘱となるべきと思うが、その見解はについてということですが、平成 29 年度には、佐用町障害者福祉計画の見直しの年となっておりますので、障害者福祉計画策定委員会で「手話言語条例」についても、ご検討いただくことを考えておりますので、現段階では、手話言語条例だけの検討委員会の設置までは考えておりません。しかし、今後、障害者福祉計画の策定の中で、聴覚障害者の分野において、条例の制定が必要というふうに求められれば、制定のために検討委員会の設置、また、その委員会には聴覚障害者の委員の委嘱、このことは当然のこととっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） これも同じように、条例が全てではないというふうに思いますので、町長、最後に言われました障害者福祉計画、平成 29 年からということで、検討されるかどうかわかりませんが、そういう形で、話題にもしていただけるということについては、前向きな答弁というふうに捉えております。

それで、町長の答弁の中にもありましたように、手話通訳士というのが、佐用町ではゼロと。それで、調べてみますと、全国で、何年かは忘れましたが、全国で 3,405 名、兵庫県で 154 名。兵庫県の 154 名のうち神戸市が 59 名。ということは、神戸市除く市町で 100 名弱。

だから、先ほども、町長の答弁の中にありましたけれども、この間の人権フェスタでも手話通訳士の方が、太子でしたか、太子のほうからお見えでしたけれども、そういう形になるということですが、手話サークルというのがあります。

それから、町長の答弁の中で、やはり手話通訳ができる方の育成というところも話がありましたけれども、例えば、あさぎりさんというサークル、それから花さんというサークル、青い鳥でしたか、あと幾つかが、ともしびですか、そういう手話サークルというのがあると、社会福祉協議会からの支援というのが、確か 3 万円だったと思いますけれども、あるのですけれども、その手話サークルとの連携、それから支援というところについては、今の手話通訳士の方の育成という観点からは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も残念ながら、手話というのができません。そういう方が、当然、多いわけです。

ただ、簡単な会話、これについては、手の状況、表情、こういうので、いわゆる一種のコミュニケーションというのはできるわけですが、手話通訳という、私がこうしてお話ししていることを、即そのまま手話で、いわゆる翻訳することというのは、相当訓練、勉強が要るんだというふうに思います。

そういう中で、手話通訳を上達して、自由に使えるようになるためにも、普段からそうしたグループ、活動の中で、皆さんが努力していただいているということ、このことにおっているわけであります。

今、私も、そうしたグループというのは知っております。その方たちが一生懸命、皆さんと一緒にお互いに勉強しながら手話のサークルとして活動していただいているのですけれども、そういう活動の中から通訳ができるまでの方が生まれてほしいなということを期待しているわけですが、ですから、それに対して、もっとたくさんの方が、それに加入していただき、また、活動の範囲が、いろいろと高度な勉強をしていただくために、支援が必要であれば、このことについては、現在、社会福祉協議会という形で支援をさせていただいておりますけれども、これは状況をしっかりと聞かせていただいて、また、そういうグループの方のお話も聞かせていただければと思いますし、努力はしていきたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） その支援策のところについては、ぜひ社会福祉協議会の3万円以上の形の支援というのを、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

総合計画の中では、地域ぐるみで支えあう地域福祉の推進、共生の社会というような形を謳っております。

現実には、この聴覚に障害のある方に対して、例えば、図書館で、現実、どういう対応ができていのかと、あるいは、学校、小学校、中学校で福祉学級というような形で、確か、取り組まれていると。それで、調べてみますと、佐用中学校で、昨年、手話についての勉強をやっている。

それから、その前の年、やっぱり上月中学校で福祉体験を通して、思いやりの心を育もうという形で、やっぱり手話のことについて勉強している。

それで、これはさらに、そういう形で共生の社会という形の中では、さらに必要かなというふうに思うのですけれども、現行、図書館に行くと、聴覚あるいは視覚の方もいるかもわかりませんが、現行のサービスというのは、どんなふうになっているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） そういう障害を持たれている方、いろいろな障害が当然あります。その方、それぞれに合った、また、サービスというものが、なかなか十分にはできてい

ないのが現状だと思います。

聴覚の方に対しての、例えば言葉、図書館なんかに来られて、職員も少しでも、そういう手話が、コミュニケーションができるようなことを、これも勉強をしなきゃいけないということも考えてくれていることも聞いておりますし…。

それから、また、視覚、目のほうについては、これもボランティアとして、点字翻訳です、ずっと続けてしていただいているということで、活動もしていただいているということをお伝えしたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 図書館の現行のサービスのほうは、どんなふうになっているのでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） 図書館のほうにつきましては、今、町長のほうから回答させていただきましたとおり、職員の中に、少し手話ができる職員がおりますので、そういう職員の対応、それから筆談による対応等をさせていただいております。

視聴覚資料といたしましては、字幕つきのDVD、それから朗読CD、これは視覚の方の分ですけれども、そういった視聴覚資料のほうを準備しております。

その準備するのに当たりまして、佐用町におきましては、毎年800万円の図書に関する備品購入費を置いていただいて、議会のほうでも認めていただいております。その予算の中で、少しずつ、そういった視聴覚資料につきましても取りそろえていきたいというふうには思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 学校、小学校、中学校での取り組みという、福祉学習、あるいは手話学習と、現実に、私が聞いたのは中学校だけなのですけれども、されているところと、されていないところがあるのですけれども、現状、もし、教育委員会わかれば、ちょっと補足、どういう形で手話学習、あるいは福祉学習、それが取り組まれている現状、ちょっと教えていただければと思います。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 基本的に、今、中学校という話ありましたがけれども、福祉に関する学習、これは小学校からずっと。基本的には、国語科、それから総合的な学習、それから、

道徳、教科的には、その3つの観点の中から進めておるわけなのですが、一番、廣利議員からの質問の中で、一番適切かなと思うのは、国語科においては4年生の国語の教科書の中に点字学習ということです。誰もがかかわりあえるようにという単元がありまして、その中で心、手と心で物事を考えよう、そういう単元があります。従って、そこで点字を学んだり、手話を学んだりということを、実際の中で体験していこう。そこに総合学習を絡ませていくと、合科というのですけれど、そういった形を取り組んでおります。

従って、各学校において福祉施設との交流は、かなり進めておりますので、これ時間的にも総合学習の約3分の1強になるのではないかなということです。

ですから、各地域によって多少違いがあります。というのは、学校区の中にある福祉施設と提携するとか、交流を結ぶのが、だいたい主でありますので、それぞれの学校によって進め方は違います。

聴覚、視覚、それから、肢体不自由、それから、独居老人であって、そういう老人施設とか、そういった、いろんな施設がありますので、一概に、じゃあ手話だけやっていないのかと言われると、それは、非常に難しい問題があります。いろんな形での福祉教育をやっているというようにご理解いただけたらと思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 1点目も2点目も条例の問題なのですが、条例が全てではないというところがありますけれども、具体的な中身のところが、いろいろ支援策であったり、来年、委員会で協議、あるいは具体的に図書館のサービス、あるいは、小学校からのそういう教育というのがされているということで、結果として、条例につながっていけばなというふうに思いますので、引き続き、よろしく願いをいたします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いろいろと状況については、私らもこれから、そういうご質問なり、ご意見もいただきながら取り組んでいきたいと思っておりますが、そうして、みんな一人一人お互いにコミュニケーションをしていく手段として、当然、言語だとか言葉、いろんなツールがあるわけです。当然、手話というのも1つの大きなコミュニケーションツールとして、今、こうした法律の上でも、それが制定されるという、こういうような状況であります。現実として、先ほど申し上げましたように、町内にも、そうしたなかなか手話を自由に使える人というのは少ないということで、これをほんなら一気に、いろんなことで増やさない。そういう状況、環境をつくりなさいと要求がされても、それは、人的な問題として、これに応えることが十分にできないということも現実です。

そういう中で、今、時代の中で、いろんな新しい技術が、今度、どんどんと発達をしております。お互いに外国語、私なんか、本当に英会話さえできないというようなものです。だから、外国の方とのコミュニケーション、これもなかなか十分にできないというような状況の中で、技術的に翻訳という、自動翻訳ということができるようになってきているわけですね。そうした、新しい開発される技術というのも、1つの大きな、私は、ツールになるのではないかなと思います。

点字翻訳で、今までのように、手で書いていただかなくても、実際に、点字やら要約筆記、言葉が画面の上で、そのまま文章として出てくる。こういうことも既に、ある程度技術的にはでき上がってきているのではないかなと思います。そういうものもできる限り取り入れながら、皆さんが、生活の上で、本当にお互いにコミュニケーションが十分できるような地域社会、こういうものをつくっていくという、これが行政のこれからの、まださらに課題だというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 3点目の質問に移ります。空き家利活用に支援策を。

佐用町の人口減少は、ますます進み、今年9月の速報値では、1万7,089人となり、減少率も県下1位となっています。

佐用町の総合計画では、10年後の人口を1万5,000人と想定していますが、このままの状況では計画そのものを大幅に修正しないといけないのではないかと思います。

人口減少は日本全体が抱える問題ではありますが、その減少の抑制に各自治体がアイデアを競い考え、対策を講じているところです。

佐用町においても、結婚支援、子育て支援、新規起業支援策と行っていますが、町外からの移住支援としての、空き家の修理、備品の整理、移住支援NPOなどへの支援策を講じるべきだというふうに思います。

今年度、自治会長の皆さんのご協力もいただき、空き家の実態調査が進んだこと、定住対策室の強化が図られ、空き家バンクの利用拡大に向けた取り組み、移住相談会などへの積極的な参加など評価すべき点も多いです。

来年度は、この流れをさらに加速させる取り組みが必要だと思います。

以下の点について町長の見解を問います。

①、空き家への移住に際して、水回り、床の修理、湿気・暖房対策などが必要となります。移住希望者は多くの自治体の中から佐用町を選び、移住を決意されて来られたわけです。その費用は大きな金額となることが多いです。皆さんの負担を少しでも支援策で補うことができないかと思いますが、いかがでしょう。

②番、空き家の所有者に対しての支援策として、備品整理に対する支援策が必要だと思いますが、見解はいかがでしょう。

③点目、移住支援に関わるNPOなどは町内に増えてきました。それぞれが特性を生かして阪神間から田舎体験事業にお誘いしたり、独自に移住相談会を開いたり、古民家再生に関心ある方を呼んだり、新規の起業を支援したりと、さまざまな活動を通して佐用町への移住に積極的に取り組んでおられます。それぞれの組織の活動経費は、主には寄付と会費などが大半です。そんな各団体への支援策について町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの3点目のご質問であります空き家利活用に対する支援策をということであります。

町では、空き家の所有者と、それを利用したい方をマッチングするシステムとして空き

家バンクを設置して、居宅を求める町民の方や、佐用町へ移住を希望していただく方へ提供して、特に移住者の獲得に努めているところであります。

こうした空き家の活用として、移住者を増やしていきたいという取り組み、これは全国の過疎に悩む市町村が、いろいろと施策をつくって努力をしているのが現状であります。しかし、それが、移住者への当然、サービス競争になっているという面も、状況もあろうかと思えます。そうした個人の皆さんへの経済的な支援策、この補助金と言われる公費を使って支援をするということ、これには競争をすれば、際限がなくなって、どの程度のことが必要なのかという、これもなかなか、市町村にとって大きな支援をしているところも、経費を使っているところもありますし、わずかな支援をしているところもあるという現状の中で、私は、町民の皆さんも、当然、ここで生活を営むために、自分の居宅、家というもの、これは非常に一番大事な生活を営むものであります。その中で、それぞれが厳しい生活の中で、自分の力で家を建て、また、家を直し、また、商売、お店をされている方は、お店の改造や手直しをされたり、つくられたりということで、そういうことの中で、移住者に限って、そうした住宅に対しての助成をしていくということが、町民の皆さんとの不公平になるということが、私は1つ懸念材料として懸念をしているところです。

ただ、他の市町において、そうした人口減少の中で、移住を促進するために、たくさん移住者を獲得するために、相当の施策、助成をしているところも、次々と出てきておりますし、いろんなどころが、こういう問題に取り組んでおります。

ですから、佐用町におきましても何らかの、この有効な、また、効果のある施策、これも研究をしていかなければならないという認識を持っておりますので、そういうことを頭の中に持った上で、廣利議員のご質問にお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、廣利議員の①つ目のご質問で、移住に際して負担となる改修費の支援ができないかということであります。

確かに、空き家バンクに登録されている物件について見ても、老朽化が激しくて、改修費がかさむと思われる物件が非常に多いのは事実でございます。

以前の一般質問でもお答えをしましたが、町では、兵庫県が実施する空き家活用支援事業を、まず、ご案内をしております。この事業は、空き家バンク登録の有無にかかわらず、6カ月以上の空き家期間がある空き家について、改修費の一部を県が補助し、空き家の有効活用を図ろうというものでございます。補助率は、改修費の3分の1、上限は100万円で、移転費についても上限10万円の補助がございました。

町では、これまで26、27年度に3件、28年度に、今、1件の利用があり、今後もまずは、本事業をご利用いただきたいというふうに考えておりますが、しかし、ご指摘のように空き家を利活用するためには相当の改修費がかさむということが、当然、見込まれますので、県のその制度に上乘せをした随伴する町の新たな支援制度ということも何らかの研究をしなければいけないという認識はあるわけではあります。しかし、多くのこれは財源が必要になってまいります。そういう中で、また、移住者だけではなくて、若い人たちが、これから生活して、定住をして、町内で生活をしていただくためにも、そうした家、自分の持ち家というものも、当然、つくっていただきたい。また、貸家を、空き家を活用もしていただきたい。そういうことも考えます。

そういう中で、今の私の想定する中では、若者の定住、子育て世帯の定住対策など総合的な、そういう観点から、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

続いて、②つ目のご質問で、空き家の所有者に対する備品整理の支援策についても、これも同様であります。

町の空き家バンクの登録申請においても、家具や仏壇がそのまま残っているケースが多

くて、所有者の方には片づけをお願いするところです。しかし、所有者が遠方であったり、費用が伴うために、持ち主からは利用者側で自由に処分してほしいと言われることが多いのが現状であり、このように、空き家バンクを利用しても、改修費や移転費用だけでなく、残存物の処理など、空き家の利活用については大きな負担が伴うことから、本件においても、改修費と同様、総合的な観点からこれも研究しなければならない課題だと考えます。

続いて、③つ目のご質問で、移住支援に携わるNPO法人への支援策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内には、廣利議員も加入され、活発に古民家改修及び移住支援にご尽力をいただいているNPO法人をはじめ、各種団体があるわけでありますが、その活動に対しましては、大変感謝をいたしております。また、法人・団体でなくとも、個人的に情報発信をして佐用町のよさをPRし、側面的に移住支援をしていただいている方もたくさんいらっしゃると思います。

こうした方々の自発的な取り組みにより、佐用町のファンが増え、移住促進につながっていることを認識しており、本年度から町としても移住促進に取り組む団体の連絡会に職員が出席をさせていただいて、情報交換をさせていただいているところでございます。

ご質問にある金銭的な支援についてでございますが、町内で活動されているNPO等の団体もほかにも多くあり、団体自身で自立することが基本でありますので、移住支援を行っているNPO法人等の団体に特化した支援策は、これはできませんし、現在のところは考えてはおりませんが、そのNPOの団体が、町として移住施策を行う、その施策を受託して活動していただくようなことがあれば、これは事業の委託費として、これはお支払いができると、それが活動とマッチングすればいいわけであります。そういうことは、十分可能でないかというふうには考えます。

町として、今後も、団体への情報提供や皆さんの活動のご紹介など、できる範囲でご協力をさせて、一緒に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、この課題に対する廣利議員へのご質問の答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今年度の取り組みについては、私、書いているとおりですので、さらに具体策を加速させる必要があるというふうに思います。

町長の答弁の中にありました効果ある施策を検討したいということで、半歩前進というふうに思っておりますので、私、申し合わせの時間過ぎておりますので、以上で質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 廣利一志君の発言は終わりました。

続いて13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡です。

私は鳥獣による農産物被害の防止対策と「部落差別」永久化法案は廃案しかないとの立場をの2項目について、町長にその見解を伺います。

この場からは、まず、1項目目、鳥獣による農産物被害の防止対策について質問を行います。

国は、2007年に、鳥獣による農林水産業等に係わる被害の防止のための特別措置法を制定しました。その要因として、イノシシ、鹿、猿などの増加・拡大による農林水産業への被害が全国的に深刻化し、農作物への被害額は年間約200億円となっているとされています。また、経済的な被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出などを示しています。法律では、市町村による被害防止計画の作成をすることができるとなっております。佐用町の計画は具体的にどのようなものかを伺います。

1、被害防止計画に記載する①から⑦について伺います。

①、被害防止に関する基本的な方針について、被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取り組み方針。

②、被害対象鳥獣の種類。

③、被害防止計画の期間。

④、対象鳥獣の捕獲事項で、捕獲の担い手確保、捕獲予定頭数。

⑤、防護策の設置や追い払い策活動など、捕獲以外の被害防止施策の取り組みについて。

⑥、被害対策実施隊の設置、対策協議会の設置。

⑦、捕獲処理について、埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却、肉として活用など処理方法。

2つ目としては、捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの需要拡大のために処理施設が必要だと考えます。最近、移動式解体処理車の実証実験が展開されていると聞いております。この件について、検討されてはいかがでしょうか。

3つ目、2009年の災害後、特に、サルの被害への対応を求める声が、関係者の方々から出されております。実態把握状況と町の対応を伺います。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、鳥獣による農産物被害の防止対策に対してのご質問であります。まず、1点目の被害防止に関する基本的な方針について、被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取り組み方針についてということですが、有害鳥獣の駆除状況であります。平成27年度の駆除頭数は、鹿は3,583頭、イノシシが597頭で、合計4,180頭となっております。平成26年度の駆除頭数、鹿4,208頭、イノシシ754頭、合計4,962頭に比べると、合計で782頭の減とはなっておりますが、これは年によって、かなり特に、イノシシ等の場合は違ってきておりますので、今後、どんどん減っていくというふうには、なかなか見通しは立っておりません。

被害の現状としては、鹿による水稻の被害、造林木への角こすり、皮剥ぎや、道路への出没による交通事故が発生をいたしております。

イノシシについては、水稻や野菜への食害が大きな被害となっております。

このほか、駆除には至っていませんが、猿による野菜、果樹への被害も、今、発生が増えております。

また最近では、熊による柿、クリのほか養蜂箱の被害も発生をしているのが現状でございます。

います。

従来講じてきた被害防止施策としては、捕獲等に関する取り組みとして佐用町鳥獣害防止対策協議会で協議するほか、箱わなを 54 基購入し、各自治会や農会などへ貸し出しを行い、捕獲を推進しております。

また、猟友会 11 班、銃器 79 名、わな 96 名、計 133 名による捕獲活動と、各種団体により設置される獣害防止柵への設置補助による被害防護対策を平行して進めることにより被害の軽減に努めているところであります。

防護柵の設置等に関する取り組みといたしましては、金網柵や電気柵など地域に応じた防護柵について設置補助を行い、また、猿に対しては花火、轟音玉による追い払いを行っております。

生息環境管理に関する取り組みについては、人と野生動物とのすみ分けとして、バッファゾーンを、県営で東徳久、西徳久集落で整備し、住民参画型事業では、口長谷、横坂、安川集落において整備しております。

また、里山整備事業として真盛、金屋集落等町内 14 カ所でも取り組んでいるところであります。

被害の軽減目標としては、農業共済への被害届けがあった平成 25 年度の農作物被害面積 21.4 ヘクタールを平成 29 年度には 15 ヘクタールへ 30 パーセント減少させることを目標としており、今後も捕獲と防護を平行しながら進めていくこととなっております。

今後の取り組みといたしましては、より効果的な防護柵や、わなの設置を推進するとともに捕獲体制の充実を図り、地域住民の方々とともに鳥獣の生態等を理解し、放任果樹や廃棄野菜の放置等が被害の起因となることの理解も深めていただきたいというふうに考えております。

また、防護柵や箱わなについては、設置者による適切な維持管理が重要であり、設置効果がない場合は原因を究明し、設置場所の変更等を行いたいと考えております。

猿対策については、本年、轟音玉というものを取り入れて実施をし、研修会も開催をいたしました。これらを活用し、地域が一体となった追い払いを継続して実施することを推進し、また、鳥獣被害対策実施隊員によるパトロールを強化して、人と鳥獣のすみ分けを図りたいというふうに考えております。

次に 1 点目の②で、被害対象鳥獣の種類と被害防止計画の期間についてでございますが、被害対象鳥獣の種類としては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマの 7 種類となっております。

被害防止計画の期間につきましては、平成 21 年度から 23 年度までを第 1 期としてはじめ、現在、第 3 期として平成 27 年度から来年 29 年度までを計画期間といたしております。

次に 1 点目の④で、対象鳥獣の捕獲事項で、捕獲の担い手確保、捕獲予定頭数についてでございますが、捕獲の担い手確保につきましては、郡猟友会会員も高齢化が進んでおり、担い手の確保が重要な課題となっております、このため、兵庫県では若手ハンター養成教室を開催し、若者や女性など狩猟に関心の低かった方々を呼び込むための施策を展開しております。また、町でも狩猟免許取得やその更新に係る費用の一部を補助しております。

捕獲予定頭数につきましては、被害防止計画では、ニホンジカ 3,700 頭、イノシシ 730 頭、ヌートリア、アライグマにつきましては可能な限り捕獲することといたしており、ニホンザル、ツキノワグマについては必要最小限という形にしております。

次に 1 点目の⑤で、防護柵の設置や、追い払い策活動など、捕獲以外の被害防止施策の取り組みについてでございますが、防護柵の設置につきましては、平成 27 年度では、22 集落から要望があり、ワイヤーメッシュ柵、電気柵などにより総延長 2 万 3,351 メートルの施行補助を実施しており、今後も、これは継続して実施をしていきたいと考えております。

す。

次に1点目の⑥で被害対策実施隊の設置、対策協議会の設置についてでございますが、佐用町鳥獣害防止対策協議会は、自治会、農会、猟友会、県関係らの委員を構成員とし平成21年度に設置をしたところであります。

また、佐用町鳥獣被害対策実施隊につきましては、民間隊員6名と町職員を含む隊員10名を構成員に平成24年度に設置をいたしました。

佐用町鳥獣害防止対策協議会については、本年9月に開催をし、事業計画について協議したほか、丹波市にある兵庫県森林動物研究センター専門員から情報提供、また、指導を受けたところでございます。

佐用町鳥獣被害対策実施隊については、本年5月に集まり町内の被害状況や本年度の取り組みについて協議及び情報交換を行い、以後、昨年に引き続き被害防除、追払い活動等に従事をしていただいております。

次に1点目の⑦で、捕獲処理について、埋設施設、一般廃棄物処理施設での焼却、肉としての活用など処理方法についてでございますが、現在、町では、埋設施設、一般廃棄物処理施設での焼却はなく、捕獲した個体の処理につきましては、捕獲者が自家消費、または、埋設するなど処理されている現状であります。一部肉としての処理場も設置しておりますので、そういうジビエとしての活動もいたしておりますが、大部分は、それぞれが埋設するなどしての処理をしていただいているという形になっております。

次に2点目の捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの需要拡大のために処理施設が必要だが、移動式解体処理車の実証実験が展開されていると聞く。検討してはどうかということについてでございますが、一般市場に獣肉の需要が多くない状況では、導入には多額の費用を要する移動式解体処理車、報道では1台1,800万円ぐらいということですが、導入は、なかなか時期尚早ではないかと思われます。また、その処理の実態においても、実際にこれが有効に活動されているのかどうか、こういう点は、十分研究をしてからではないと、導入ということにはならないというふうに考えます。

次、3点目の2009年、平成21年の災害後、特に猿の被害への対応を求める声が、地域関係者の方々から出されている。実態把握状況と町の対応ということでございますが、農業被害面積、被害金額の把握は、なかなかできておりませんが、被害が発生し、被害防止の対策を求められていることは認識いたしております。このため、有害鳥獣捕獲許可による船越集落については囲いわな、箱わなを、河崎集落については囲いわなを設置し、捕獲活動を行っていただいているほか、不要な果樹の伐採、猿対策用の電気柵の設置補助も行っており、鹿、イノシシと同様に、捕獲と防護を同時に進めている実態であります。

また、本年度より、佐用町鳥獣被害対策実施隊員による追払い活動も実施をしておりますが、毎日実施することができません。近隣住民の皆さんによる追払いが一番効果的があると思いますので、今後も駆除活動にかかる指導員も入れて、その啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の答弁に対して、被害防止策の町の計画なのですけれど、全国的に法律ができたことに伴って、県で制定され、また、市町村でその計画、作成をするということができるといことで、実態としては、佐用町もつくっておられるということが答

弁としてあったんですが、特に、猿の被害が日常生活に支障が起きるということで、地域的には三河なのですけれども、そういう声が出されている中で、町の対応がどうなっているのかなということ、私もそういう住民の声に押されて、ちょっと勉強というのか、確認をさせてもらいました。

そういう中で、佐用町として計画がちゃんとあるのだということも確認できたのですが、町のその計画とか、全国的にさまざまな被害が起きているので、それぞれの自治体で、それぞれの自治体の計画などが公表されているのですね。それで、佐用町の場合は、直接担当者にお尋ねして計画の内容を知ることになったのですが、やはり住民の人それぞれ情報入手の方法として、佐用町のホームページを開けて見て、情報を得るという方法もあるのですね。

そういうことで、私も試みましたが、佐用町の場合は、そうした計画を公表はされておられません。現在もそうだろうとは思いますが、こうした町民に対して情報を提供していくという点で、県の計画は、ちゃんと公表されておりますし、パンフも作成されてきています。そういう周知の1つの方法として、町のそうした情報提供の窓口を広げていくということについて、必要だと思うのですが、その点について伺います。確認します。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 先ほど申されましたホームページ等への登載というのは、佐用町のほうではしておりません。そういった要望があれば、検討していきたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） できているものですから、すぐ対応をよろしくお願いします。

それで、県のほうでは、猿、特にこのたびの質問の中心の1つは、猿の被害について対応できる、どんな方法があるのかなということ、調査させてもらったら、県が出している情報の中では、猿の生態とか、被害防止、そういうことについても、きちんとホームページで公開されています。こういう内容も佐用町の場合、計画だけではなくて、そういうのもリンクできるような形で、合わせてしてほしいと思います。

ただ、相手がよく、言葉も通じないし、どうしたらいいのかなということ、不安に思っておられる方が、そういう情報を通して、対応なども自分で考えられるし、必要なことだろうと思います。

それで、兵庫県の資料でいくと、佐用町では、いわゆる餌づけをしている地域を中心にして、いわゆるハナレザルと呼ばれる猿の群れが、地域の農産物というか、農作物に被害を与えているということですので、佐用町の計画を見ましたら、いわゆる被害の実態、先ほど、町長の答弁の中でも、被害の実態については、よくつかめていない。ただ、そういう被害があるという、被害の発生については、声は聞いているというような実態かなと思うのですね。

被害があらわれない、そういう状況の中での対応なので、猿の個体の捕獲数の

推移を資料で見ると、平成 12 年当たりまでは、かなり捕獲というのですか、猿被害がある地域に出向いて行ってとられたんだと思うのですが、そういう状況の中で、最近では、平成 25 年度では 7 頭捕獲したと、そういうような状況になっている、この違いというのか、被害がその当時、非常に、私としては、21 年の水害後、特に被害が聞こえてきたのですけれど、そういった実態と、その猿の捕獲の数が、以前は、結構とられていたという数字もあらわれているので、ここらへんは、どんなふうに違うのでしょうか。被害が多いからとったんだと思うのですけれど、そこらへんの実態について伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） その平成 10 何年の捕獲数、申し訳ございませんが、私も把握しておりませんが、言われましたように、25 年度は 7 頭、それから 26 年度は 15 頭というような形で捕獲をしております。

以前もっと多かったということなのですけれども、その個体数とかの関係もあるのかと思うのですけれども…。それと、わなによる捕獲がほとんどなのですけれども、そのやり方というのか、そういった面での問題もあるのではないかなというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 12 年当時といたら、町村合併前、17 年が合併ですから、合併以降はすごく減っているのですね。それで、それまでは、多い時は 32 頭とか 45 頭とか、数字はこれ県の資料だから挙がっているのです。そういう実態から、法律のいろんな制度が改正されたという、そういうこともあるのかもしれないのですけれど、そういう状況がありますね。被害があったら、ちゃんと対応していたのですと言って、関係者の人から、私も直接お話伺ったら、そういうことができていたけれど、合併後は、いろいろ難しいこともあって、頭数、捕まえる、わなで捕まえること自体できなくなっているのですということも具体的にお話としては聞いたので、そこらへん、また、今、実態として状況がつかめていなかったら、そこらへんの背景も研究していただいて、実際、猿の被害は、日常生活に支障のある地域が、今のところ限られてはいるのですけれど、大変な思いをされておられますので、対処のほう、そういうことも含めてお願いしたいと思います。

それで、いろいろ地元の関係者の方に対して、先ほど、町長の答弁では、いろんな具体的な対応と合わせて、専門家も含めた学習会というのか、そういう研修会もやられているというふうにご回答ではあったのですけれど、具体的に、地元関係者の方への周知として、対応を、今年度というのか、最近、しているとは言われたのですけれど、具体的な対応は、どんなふうにされていますか。お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 具体的なことにつきましては、また、課長のほうからも答弁しますがけれども、私も、猿の被害について、それは、旧南光の時代のことは、私もわかりません。

ただ、その当時、昔は、そんなにハナレザルのようなものは、当然、旧南光だけじゃなくって、桑野、海内、山1つですから、あのへんも出て、被害が散発的に発生するというようなことはありましたけれども、被害のたびに行政が対応して、40頭も年間捕獲したというようなことは、地域の人からも全く、そういう話を聞いたことないですね。

最近、それが、今、お話しの災害後、山が荒れて、集落のほうへ、かなりの量、群れで出てくるようになったんだということは、お聞きしておりますし、ただ、その頭数も群れとしては、1つの河崎とか、そういうところに被害出ているのは、20頭ちょっとぐらいなものではないかなというふうには聞いています。

それから、じゃあ、船越の猿園として、あそこ餌づけされたところのものが全部散ったとかじゃなくって、そこには、それだけの70頭か80頭ぐらい居るということも報告、聞いているのですね。

それから、千種のほうにも、そうした被害が、今ずっと広がっているということも聞きます。

そういう中で、この猿の対策というのは非常にイノシシや鹿と比べて、防護柵にしても通常の物では全く意味ないし、家の側に直接出てきますので、なかなか銃器等、全く使えない。それで、わなという物を設置してしまいますけれども、これも学習しますから、なかなかわなにかかるといようなことも簡単にはできない。

ということで、動物研究所等も、いろいろと対策については、もう日常的な、継続的な追い払い、こうして、ここが住みにくいという、よそへ行くだけの話なのですけれどね、そういうことしか、なかなか方法としてはない。

ただ、地域の被害を受けておられるところについては、やっぱり自分たちの地域から、何とか山の奥へ行ってほしいということで、この鳥獣被害対策実施隊のほうで、轟音玉、大きな音がするやつを継続的に発生させて、驚かせて追い払っていると。それについて、地域の方にも、これ行政が全部いつまでもやりなさいと言われても、全て対応できるものじゃないのですね。やはり、地域の方も主体的に、こうした追い払い等を、ずっと続けていただかないと、お願いして、ずっと、そこの常駐しているわけにはいきませんし、また、被害が出ている時に、すぐ来てくださいと連絡あっても、そこから行った時には、もう既に、猿のほうはあっちへ移動してしまっているというようなことになってしまいます。

もう見た時、居る時に、その時に、すぐに、そういう花火とか爆音、轟音玉を使うというようなことも必要なのですけれども、そういうことで、職員のほうも地域の皆さんと一緒に、こういう活動ということで、現地で轟音玉を使ったりしての研修をしたり、そういう活動を、今、しております。

それから、箱わな、わなについても、やはり常に餌とか、場所を変えるとか、いろいろな形で移動してもらわないと、置きっぱなし、餌がないようでは、当然、とれませんので、そういう方法も、さらに強化していく必要が、そういうことで被害をなくし、また、猿をできるだけ追い払う、分散させてしまうということ、今の状況は、対策としては、そういうことしか方法がないというのが現状です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 実態調査は、県の計画では、毎年やっているということで、実態把

握をしているという。猿が何頭とったとか、そういうことも数として、きちんとまとめて公表しているのですね。だから、町として、実態把握、県との連携なのですけれど、研修会のあり方であるとか、直接この対応を何とかしてほしいという声は、町長もよくご存じ、直接、行政懇談の時にも出ていましたし、いわゆる、いろいろ責任ある対応を迫られている方からの声でもあるのですね。

研修会なんかは、やっぱり関係する人たち、地元の人たちが、みんなが参加できるような形で、困っていることに対して対応していく必要があると思うのです。

いろいろ全国的に遠いからあれなのですが、新潟県など、南魚沼ですか、ここでは専門家の方と一緒にあって、いろんな被害が起きると、それを地図に落とし、猿の被害、それから鹿の被害、熊の被害、いろいろありますけれど、それらを地域の地図上の落としていて、いろんな対応をして解決できたとか、できないとか、そういうことも踏まえて、そういうことに対応されているのですね。

そういう点で、佐用町は、そういった丁寧な関係する地域の方との関係ができていないのじゃないかなと思うので、そこらへんの先進地の事例なども参考にして、対応をとってほしいと思います。

県では、猿の監視員の配置を平成 23 年度で実施して、被害額、猿の被害は減少したというふうに結果報告がまとめられているのですけれど、その県の猿の監視員の配置などは、直接は、佐用町は関係ないのですか。監視員のあり方とか、そういう張りついて指導とか、対応していく、情報提供していくとか、そういう対応がとられているというふうにかかれているのだけど、佐用町としては、どうなのですか。そこのかかわりは、どうなっていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 県の統計的な数字というのは、私らは、実態と、なかなか把握できないというのか、被害が少なくなっている。それは、被害額みたいなどころで言われると、鹿やイノシシなんかでも、実際には被害、そういうものは被害と出さないような中で、被害が少なくなっているから、頭数も少なくなっているのだとか、そういうような分析の仕方もされますので、ちょっと実態としては、私はわかりませんが、今、捕獲についても、被害についても、これは県が佐用町の被害ということで限定して発表されているのですか。そういうものを、私、見たことないのですけれどね。

〔平岡君「えっ、頭数ですよ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、頭数。捕獲。

〔平岡君「うん、出ています」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 佐用町で昔 40 頭とったとか。

〔平岡君「そう、そう、そう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 加藤課長にしても、元々、南光からの職員で、そういうこと、聞いて

たことがないような感じがするのですけれどね。

[平岡君「えっ？いえいえ、いえいえ」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） だから、また、課長のほうからも答弁させますので。

13 番（平岡きぬゑ君） ほな、言ってください。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 先ほどの頭数の件ですね。

頭数の件、合併前につきましては、そこの猿を飼われていたところに、わなを貸し出して、そういった対応もしていた。合併前はしていたと思うのですけれども、今もやっているのですけれども、今、そこの施設は、わなの免許は持っておられる方がいらっしゃるということで、設置が、今、できないような状況ですので、そこの捕獲というのはなくなったのかなというふうに思います。

その分が、かなり減っているのではないかなというふうに思っております。

町長（庵途典章君） ちょっと、確認するけれども、被害としてあって、集落で被害があったものを捕獲しているように、今、平岡議員は話されたのですけれどね、そういうふうには、いわゆる餌づけして、頭数をしているところを、頭数制限をしていくために、そこで設置、どうも捕獲して、頭数を制限していた。だから、その頭数が、当然、県のほうに届けられた時に、そういう数字で上がっているのかもしれないけれども、私どもの、私の地域からも聞かされたのは、昔は、そういうものが逆になかった。それが、被害が出てきたのだということ。

だから、昔こうだったからという話ではなくて、それは昔は、こういう状況の中で、こうなのだというところを、正確にちょっとこのところは、把握を、私もさせてもらわないと、答弁もできないということになりますね。これ。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私は、兵庫県が出している、そのホームページの中での資料編をもとにして、お話しさせていただいているのであって、それを読み上げると、与えられた時間がなくなるので、あれなのですが、その部分の一部ですけれど、「餌付け群では、佐用地域個体群で過去に高い水準で捕獲が続けられていたが、近年の捕獲数は少なくなっている。」それから、もう1つ兵庫県下では、淡路地域も南光と同じような、そういう餌づけがされていて、多数の捕獲が行われていたということで、地域ごとに一覧表があって、何年に何頭というふうな数字を明らかにしている資料をもとに言っているだけのことで、町のほうで、そういうことで資料は、ちゃんとすぐに手に入る資料です。

そういう実態があるのです。その捕獲された人に直接お話を聞くと、以前は、捕獲、捕獲と言って、猿も昔から生息していた動物ですから、とるということが全てではないとい

うふうに、計画の冒頭にはあるのですね。だから、人間とのすみ分けを図ることによって共存していくということが柱になって、管理計画というのがつくられているというのも、ちょっと申し添えておかないと、つかまえろ、つかまえろとばかり言っているように聞こえたらあれなので、被害が実際、出ている地域の方にとっては、非常に、日々の生活で、特に時期が限られていることもありますけれど、対応のほうを、ちゃんと一緒に丁寧に1回で済まないから、ずっと対応していったらほしいと思います。

県との連携もとりながら、地域でも、ちゃんと学習というのか、そういうことも進めて、改善している地域の例なんかも参考にして、対応をぜひしていったらほしいと思うのです。

そこらへん、対応していただければ、それでいいわけなので、その点、計画、取り組みを、これからしていくかどうか、もう一度、お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） していくかどうかと云って、既に、そういうできるだけことは、考えられることを、研究しながら対応しているわけですから、何もしていなくて、今から対応をできるかという話じゃなくて、それは、ただ、それが十分ではなくて、効果がなかなか出ないというところも、それは実態としてあるのですけれども、そうした県との連携も、県のほうにも指導いただいて、方策は、こういうことが効果があるということで、地域の皆さんにも一緒に研修をしていただいているのですから、そのことは十分認識してください。これからも当然していきます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町が対応してきているけど、実態としては解決されていないという実情があるので、それを踏まえて、改善できるように、関係機関と連携して、それからまた、わなを設置しているというのは、町のあれから、ちゃんとやっているけど、なかなかとれませんという実態もありますから、それは、どうしたらいいのかとか、そういうことも含めて、現状をちゃんと確認して解決できるように、よろしくお願いします。

それで、もう1点、捕獲した鹿の処理についての実態について伺いたいのですけれど、検討してはどうかという、車による移動解体処理車というのが、日本ジビエ振興協議会が推奨して進められているというふうに、最近、伺いました。車ですから移動できるということで、特定の施設、固定化した施設ではなくて、とった狩猟をした物体を、その場で処理して、ちゃんとジビエとして活用していくという、そのための処理の車ということをお伺いしております。

これは、まだ、スタートして実証実験を行っているような状況ですから、研究段階ではありますけれど、いわゆる窓口としては県になるというふうにも伺っております。ですから、兵庫県ともよく協議していただいて、そうした対応もしてほしいのです。

実際、伺うと、佐用でもあるかもしれないのですけれど、とった鹿だったら鹿を現地に置いておくとか、そういうような実態が、処理の仕方としては、あるかに聞いておりますけれども、処理のあり方については、今、どんな状況にありますか。伺います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ここでも答弁させていただいたとおり、食肉としての現在、施設の整備、三日月と佐用に1カ所ずつつくってあります。そこにおいて、当然これは、実際、年間どれぐらい解体して、食肉として出されているかというのは、私も十分、今、資料持っていないけれども、そうした活用には取り組んでおります。

ただ、頭数は、ここにも報告させていただいたとおり、年間何千頭という頭数があります。ですから、この食肉として、いい肉にしていくためには、いろんな厳しい条件があります。なかなか銃でとって、内臓等の血が混じったようなのはだめですし、また、時間的な制約もあります。そういう中で、猟師の方が、責任を持って処理をするという形しか、今のところできないのですね。

実際には、町の廃棄物処理のところでも、わなとか、路上で死んでいたような、また、網にひっかかっていたものについては、ごみとしても処理をするということしかできません。

ただ、今、ちょっとお話の移動処理車ですね、そうした固定した処理施設でも、一番大変なのは、衛生的に肉を解体をして、食肉にしていく過程で、当然、たくさんの廃水が出ますよね。洗わなきゃいけない。それから、中の使えるところというのは、特に鹿なんか歩どまりは重量の3分の1ぐらいではないかと思えます。後の残渣、内臓とか、骨とか、もう使えないところ、いっぱい出るわけです。こういう処理が基本的には一番問題なので、すぐに、そういう設備ができたならできるように思われますけれども、現実、山のほうで移動車のああいふ狭い中で、そういうことが、私は、イメージで考えても十分に、ただ1日1頭ぐらいを丁寧に解体するということであれば、タンクの中に水を積んでおって洗ったり、そういうこともできるのかもしれませんが、それでも1つの中で全部のことをしようとするれば、その廃水の処理とか、そういう問題が大きく本当はかかわってきますから、そんなに、そういうものが技術的にできると言っても、実態としては難しいなという感じは、今、聞かせていただいて思っております。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 移動車の関係については、人が食べるためには、衛生上、すごく厳格な対応が必要なのですが、その鹿を丸ごと活用するというやり方の場合は、そこらへんがクリアするのには、もう少し緩和されるという、そういうものもありますので、こういうものがあるということで、また、研究材料として取り組んでいただけたらなというところでとどめておきたいと思えます。

では、2つ目の質問を行います。

今年、5月19日に国会に議員立法で提出された部落差別解消推進法案は、かつて行政が主体性を失って窓口一本化と不公正・乱脈な同和行政が横行した時代へ逆戻りする重要な内容で、部落差別の固定化・永久化につながる危険性が、国会審議の中でも明らかになっているところです。法案について、どう考えるのか、まず、町長の見解を伺います。

その①、理念法として提案されておりますが、国と地方自治体に対し、差別の実態調査を義務づけ、教育、啓発などの施策を行うように、この法律は求めています。この点は、

許しがたい人権侵害で、啓発は内心の自由を侵すことになるのではないかと考えますが、どうですか。

②つ目に、部落差別という定義がない中で、部落の出身者であることによる差別と理解できるというふうに、この法律を解釈して、部落解放同盟の主張を盛り込んでおります。かつて、解同などが部落差別と断定し、無法がありました。この無法が再来するのではないかと危惧いたしますが、どうでしょうか。

③つ目、国は、1969年から2002年3月まで同和対策事業などにより環境改善を図って、これ以上特別対策を行うことは「問題の解決に有効とは言えない」として、一般施策に移し特別対策事業が終結いたしました。しかし、今回の法案は期限がない固定化法案であり、廃案しかないと、私は考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員の2点目のご質問でございます、部落差別永久化法案、この廃案しかないとという立場についてというご質問でございます。

今年5月の国会において議員立法で提出をされました、部落差別の解消の推進に関する法律案、通称『部落差別解消推進法案』についてでございますが、これは、現在、国会でも、まだ審議がされている状況であります。これが、永久法案だからだめだとか、時限立法であればいいのだとかという問題で、私はないと思いますが、その法案そのものについては、国会で審議がされている状況でありまして、私、町長としての、これの可否とか、是非についての論評をすることは、これはできないなというふうに思います。

ただ、一般質問の中で、どうなのだという事ですから、私の答えられる範囲内でお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目、2点目の、それぞれのご質問に対しまして、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本町における、こうした同和問題を含む、人権に関する取り組みについて、現状、これまでの取り組み等、少し長くなりますが、述べさせていただきたいと思っております。

町及び教育委員会では、人権とは、誰にとっても一番大切なものであり、日ごろの思いやりの心によって守られるものであると考えております。またお互いを思いやる人権の意識は、まちづくり、地域づくりを進める上で暮らしの基盤にあるべきものであり、助け合い・支え合いの暮らしの創出や、コミュニティを形成するために、極めて重要で不可欠なものであると認識をいたしております。

今、社会を取り巻く人権課題といたしましては、同和問題はもとより、性差・性別による問題や、子供や高齢者、障害のある方など、いわゆる社会的弱者への対応のほか、近年では、インターネット上での人権侵害が社会問題となるなど、時代の流れとともに、多様化、また、複雑化をしているのが実態であります。

そのような中、人権を侵害されるような事案が発生した場合は、人権擁護委員が相談を受ける体制がございます。法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は全国に約1万4,000人、うち佐用町には9名が配置をされており、いろいろな人権に関わる相談を受けております。

被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合に、委員は、法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事案の円満な解決を図っているところであります。

また、学校教育においては、人権教育基本方針に基づき、人権教育の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と、共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成するために、人権教育の全体計画や年間指導計画を作成して、各教科や総合的な学習の時間等に位置づけ、教育活動全体を通じて推進をしているところでございます。

特に道徳の時間を中心に、人間としての「生き方」、「あり方」を考えるとともに、県教委が発行しております、小学校版資料の「ほほえみ」や、中学校版資料の「きらめき」等を活用した授業を通して、同和教育をはじめ、いじめ・不登校等のさまざまな課題の解決に向け、総合的に取り組んでおります。

また、家庭と連携した人権教育も必要と考え、PTAと合同での人権講演会や映画会の開催、人権作文や人権標語、人権ポスター等の作品の募集なども行っております。特に、募集した人権作文は、各学校、各学年の作文を1点ずつ掲載した「人権さよ」を作成して、授業での活用や学級活動等を通して、啓発活動に努めております。

また、教職員の研修として、佐用町人権教育協議会が中心となって、町内を4ブロックに分け、保・幼・小・中学校が連携して研修会や公開授業を定期的に行い、より実践的な研修を行っております。

毎年7月の夏季休業中に、保・幼・小・中・高の教職員が参加のもと、各校の実践発表と研究討議を行うとともに、西播磨地区や兵庫県人権教育研究大会等へも参加をして、研修を深めているところでございます。

特に、社会教育、生涯学習の場においては、家庭や学校、地域において、町民全体の人権意識の向上を目指し、自治会連合会や地域づくり協議会、PTA連合会など、各団体によって構成された「人権文化をすすめる町民運動推進会議」において、連絡調整、情報共有を図っているところであります。

人権啓発活動としましては、毎年、兵庫県人権啓発協会が人権課題のテーマを定めて作成した人権啓発DVDを活用して、自治会等を中心とした研修会の推進を行っております。今年は、認知症の家族をテーマにした作品となっておりますが、高齢者の人権のみならず、同和問題、働く人の人権や、女性や子供、障害のある方の人権など、日常生活の中の人権課題が描かれており、このDVDを活用した研修会が各集落や各団体において開催もされ、人権意識の醸成に役立てていただいております。

また、毎月さまざまな人権テーマを特集した、兵庫県人権啓発協会発行の人権啓発冊子「きずな」を町内各施設に配布したり、広報「さよう」に、毎月人権啓発記事を掲載したりと、紙面にて広く町民の皆さんへタイムリーな人権に関する情報を提供しているところであります。

ほかにも、高年大学やPTA、保育所保護者会などでの人権啓発講座を開催するほか、男女共同参画をテーマとしたワークショップ、障害のある方への理解を深める研修会など、町民の皆さんを対象としたさまざまな研修会を広く開催をいたしております。

毎年8月には、兵庫県が推進する人権文化をすすめる県民運動強調月間の協賛事業として、人権文化映画会の上映や、人権標語を町民の皆さんから募集をして、11月末に開催する人権まちづくりフェスタにて、優秀作品を表彰するとともに、参加された皆さんと、暮らしに根づいた人権意識の醸成、そして思いやりのあるまちづくりの重要性を、再確認をしているところであります。

今後も、一人一人の心豊かな暮らしとコミュニティの基盤となる人権意識の醸成に、幅広い分野から推進してまいりたいというふうに考えております。

さて、部落差別解消法案につきましては、ご存じのとおり、国において11月16日、衆議院法務委員会で賛成多数で可決をされております。この法案では、骨子は、部落差別は

基本的人権を保障する憲法の理念に反し、決して許されないものとして、国及び地方公共団体は、その解消に向けた施策を講じる責務があるとされております。また、国と地方公共団体との役割分担と連携の中で、相談体制の充実と必要な教育と啓発、また、ご指摘のように、実態に係る調査を行うといった内容にもふれられておりますが、今後、その内容について、国の本会議等でも審議がなされる状況に、段階でもあります。そうした差別が決して許されないものであることは、当然のことではありますが、国において、審議がなされている状況の中でありますので、町といたしましては、今後の国の法案の審議、そして、成立がされるのかどうか、また、その内容について、国や県の動向を見守りながら、情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

実際に、法案が可決・成立した際に、具体的にどのような施策が講じられるのか、また、これまでの人権教育や啓発活動に、行ってきた活動に、新たにどのような影響があるのかについては、現段階では明らかになっていない状況でありますので、冒頭を申し上げましたとおり、その是非、可否について、今、私が論評をすることはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上、このご質問に対する、私のこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、町長が答弁されたように、今現在、この法案は、国会で審議中ですから、その是非について、町長として述べることは差し控えて、これからの審議を見守りたいというのは、そのとおりだと思います。

あえて、一般質問として取り上げさせていただいたのは、国会で審議中ですが、この 12 区選出の国会議員が発行されている機関紙の中で、この法案をぜひとも通したいということで、全部、佐用町全域だと、ほかのところも配布されたのかと思うのですけれども、力を入れて、この法案は必要なのだと述べておられました。

住民の人が、そのチラシ、機関紙を見られたら、これは何なのかと、私自身も、国の法律が時限立法の同和対策事業が、これ以上、特別対策を行うことは問題解決に有効とは言えないとして、国がもうやめた後に、平成 14 年ですから、もう時間的に 14 年経過しているのですね。そういう中で、突然に出されてきていることと合わせて、地元で、いわゆる地域の顔というか、国会議員さんが、そないして通さないかんということを強く言われておりますので、内容がいかなるものなのか、そういうことを、やっぱり住民の人に、ぜひ知ってもらいたいし、私も、こういうものが出ること自体、大問題だと思うのですけれども、ですから、こういった今、一般施策に移行して、誰もが、そういうことはいけないのだという認識ができてきている状況の中で、逆戻りするような法案ができること自体、大問題だという立場から取り上げさせていただきました。

「目的」と、それから「基本理念」、それから、「国及び地方自治体の責務」、それと「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、それから、「部落差別の実態に係る調査」という 6 つの条文でなっている法律で、先ほども説明があったように期限はありません。

ですから、かつて同和対策事業が経済的な格差を是正していくという目的を持って、必要にそれが解決したならば、なくなっていくという特別対策ではありませんから、いわゆる、これからも永久的に、それを固定化していく、そういう法律案だという、そういうことも認識していほしいなと思って取り上げました。

特に、第 3 条では、先ほどもありましたけれど、「国及び地方公共団体の責務」として、

この法律が通ったならば、実態調査をしなさいと、そういうことが義務づけられるようになるのですね。これ自体、調査、いわゆる身分のあばきの人権侵害に当たるのですけれども、こういうことをやりなさいということを訴える法律案であるということ。

それから、相談窓口も、先ほど言われたように、いろいろなことについて、行政として既に、いろんな問題について、ちゃんと相談体制もつくっているということで、必要でない。実態がそうになっているということで、全国的には、議会の反対、そういうものに対して、意見書も上がってきております。いわゆる、一部の運動団体が、同和地域出身者以外、全て差別者だという、かつての運動団体の考え方が盛り込まれた法律でありますから、そういうものは、もうほとんど壁がなくなっている今の現状において、新たな垣根をつくっていくということで、再燃させかねないということで、国に対して意見書も上げられている、そういう実態もあります。

残念ですが、国のほうは、まだ通っておりませんが、いわゆる数の力で通る可能性もあるのですね。いいとか、悪いとかは別にしてですよ。そういう実態もあります。そういう中で、かつての同和問題に対して、経験してきた問題、負の遺産、解決して、住民として安心して暮らしていける町ということで、今、いろいろ、さまざまな課題がありますけれど、進んできている、そういう状況の中であって、改めて、こういうことを法律としてつくろうとしている実態があるということについて、住民の人にもよく理解していただいて、こんな法案を通さないかんというふうに熱心に言われている方に対しては、直接、また、ご意見も言ってほしいなど、私も言いたいと思っておりますけれども、思っております。

ですから、町長も内容的に、町長としては、見守っていききたいとは言われましたけれども、考え方としては、どうなのでしょう。あえて、もし、発言があれば、言ってください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 平岡議員の考え方は、いろいろとお聞かせいただきました。

それは、その課題、問題について、差別が本当に許されないものであるということは、誰もがこれは認める、何も異論がないところであります。そういう問題に対して、こうした国としての法律が出されている。

確かに、12区から出ておられます山口議員が、この責任者といいますか、委員長として推進をされているということも、それは聞いております。

ですから、当然、私として、今、先ほど、冒頭申し上げたとおり、そういう、いろいろな意見のある中で、準備されているということでもありますから、ここで、私の考え方を言えと言われるのは、少なくとも、それは、先ほど、冒頭申し上げた、それは言えないということへの、また、返答しかできません。

〔平岡君「はい、いいです」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 終わります。

議長（岡本安夫君） それでは、ここで、休憩をとりたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） それでは、ちょっと長いですけど、午後４時 25 分まで、20 分間休憩とります。

午後 0 4 時 0 3 分 休憩

午後 0 4 時 2 5 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩をとり、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
3 番、小林裕和君の発言を許可します。

〔3 番 小林裕和君 登壇〕

3 番（小林裕和君） 3 番議席、小林裕和です。

私は、質問事項に佐用町第 2 次総合計画に夢を託すと明記しており、この総合計画並びに前期基本計画は、各分野において、将来の佐用町の方向性は網羅し、示されており、実現できることを夢に持って取り組み、また、見守っていきたいと考え、佐用町第 2 次総合計画に関連してお伺いさせていただきます。

新制佐用町になり、11 年目であります。平成 19 年に策定された第 1 次総合計画が平成 28 年度をもって終了することから、今後の 10 年間の方向性を見据え、少子高齢化、人口減少等を踏まえた、本町が抱える問題・課題に対応するべくその施策の見直しを図るために、今回、佐用町第 2 次総合計画が策定されています。

平成 38 年までの基本構想においては、町の現状や社会の潮流を見据え、また、町民アンケートやワークショップ等で議論され、意見集約された町民の意向を反映して 8 項目を、まちづくりの課題としてまとめられています。

この課題の解決に向け、本町の将来像、まちづくりの基本的視点、基本目標と基本姿勢、施策の基本方向を示し、まちづくりの基本目標として、「1. 活力と交流あふれる きらめきの郷づくり」「2. 自然と歴史・文化を守り活かす きらめきの郷づくり」「3. 未来を支える人を育む きらめきの郷づくり」「4. 絆で安心を築く きらめきの郷づくり」「5. 安全で快適な暮らしを創る きらめきの郷づくり」を設定されています。

また、人口減少社会に対応するために、地方創生の 4 つの基本目標「1. 活力を生むしごとづくり」「2. 新たな流れを創る交流づくり」「3. 安心して子供を産み育てられる環境づくり」「4. 住み心地のよい定住環境づくり」を重点戦略として、その施策に重点的に取り組むとされています。

これらのことを十分に精査検討された上で、前期 5 カ年の基本計画が示され、施策の方針、主要施策と概要という形でまとめられています。この佐用町第 2 次総合計画に明記されていることは将来の佐用町にとって夢を持てる内容であると共感するところであります。

ただ、これら施策を実現していくにあたり根底にあるのは、町長も機会あるごとに訴えられている行財政改革であり、効率的で健全な財政運営がなされてこそであります。

早速、平成 29 年度から始まる基本計画の推進に向けて、各分野の具体的な実施計画と、それに伴う事業制度及び事業補助要綱の見直しが必要になってくるのではないかと考えますが、重点はどの分野を考えられ、どのように取り組みされていくのか、お伺いいたします。

また、数ある課題の中で、本町の農地・農業を守っていく上で、単独では維持が出来ない大部分の零細農家への指導・施策の推進はどのようにしていくのでしょうか。

また、ひとり暮らしの高齢者への配食サービス事業では、調理及び配食ボランティアの高齢化とともに、地域によっては後継者不在であります。事業継続への見通しはどのようなのでしょうか。

町民の安心な暮らしを守る観点から、高齢者世帯だけでなく、今後、若い人においてもさまざまな事情によりひとり世帯が増えることが予測されます。どのような対策が考えられるのでしょうか。

以上、この場での質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本日最後となります小林議員からのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

私も、ちょっと疲れておりますので、最後まで一生懸命頑張って答弁させていただきますと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、今回、小林議員からは、佐用町の現在策定をしております第2次総合計画についてのご質問でございます。

第2次総合計画につきましては、第1次総合計画の検証結果に基づき、町民の方々からいただいたアンケート結果、パブリックコメントで寄せられましたご意見を考慮した中で、その施策や内容について十分に検討を重ねた上で計画策定を行ってきたところであります。

全国レベルで少子高齢化が加速し、本町においても人口の流出や生産人口の減少に歯止めが効かない現状に対し、これまで子育て支援や定住促進など、あらゆる事業展開を行ってまいりました。残念ながら、それらを有効に食いとめる特効薬はなく、平成27年に実施をされました国勢調査における人口は1万7,510人と、合併時の平成17年からの10年間で約3,500人の減少となってしまっております。

しかしながら、手をこまねいてばかりいても、当然事態は変わるものではありません。今回策定する第2次総合計画において、定住促進や雇用の創出による人口流出の抑制対策はもちろんのこと、総合計画でありますから当然のことではありますが、基幹産業である農林業の活性化や商工業・観光業への応援、支援体制の強化。子育て支援の継続や強化や、高齢者・障害者への支援。福祉の充実。教育分野の充実。生涯学習や地域づくりの推進。また、町の基盤、社会資本整備として道路や上下水道などの整備など、まず、町民皆さんが日々の生活、また、町で安心して暮らしていただくために必要な多種多様な施策を盛り込んだものとなっております。

ご質問の中で、代表される施策や方針についてお答えをしていきたいと思っております。

まず、一番基本となります行財政の問題であります。本町では行財政改革大綱に基づき、小中学校及び保育園の規模適正化や教育・保育環境の充実、職員数の適正化、合併特例債等の有利な地方債の有効活用や積極的な繰り上げ償還、将来に備えた基金積立など、ご指摘のありましたとおり効率的で健全な行財政運営に合併以来、取り組んでまいったところであります。第2次総合計画に基づいて、平成29年度から始まる事業の取り組みにつきましては、現在各課から、それぞれ提案のあった新規事業や継続事業について選定作業を進めており、新年度予算査定に合わせて、選択と集中による取り組みを考えているところであります。

農林業分野におきましては、零細農家への指導・施策の推進についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。ご承知のとおり佐用町の高齢化は進んでおり、農家の高齢化も顕著であり、その大多数は零細農家であります。零細農家にあつては、農業機材の費用や農地の維持管理に必要な労力の確保は、ますます困難な状況にあります。そこで町の施策といたしましては、6月議会において小林議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、国の方針に沿った形で、認定農業者等担い手農家へ農地を集約することが可能な地域にあつては、その集約化を推進しているところでございます。そのような地域にあつては、集落単位での農地保全を目的とする「人・農地プラン」をさらに推進をしております。一方大型農家への農地集約が困難であったり、従来からの零細、小規模な農家へも支援を行っていくこととしており、単独の農家で農地の保全が困難な場合は、農家だけでなく集落住民の協力を仰いだ形での共同作業にも補助をすることができる多面的機能支払制度もありますので、集落を挙げての農地保全を行っていただくよう進めております。両方の制度とも、事業への取り組みを検討される集落へは説明に行っており、今後も当然、継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、ひとり暮らしの高齢者への配食サービス事業についての質問にお答えをさせていただきます。

配食サービス事業継続の見通しについてでございますが、現在、食の自立支援事業にご協力をいただいているボランティアの人数は、調理ボランティアで332人、配食ボランティアが107人の計439人となっております。委託事業者である佐用町社会福祉協議会では、社協だよりや、声かけ等によりボランティアを募集しておりますが、議員ご指摘のとおり、現在ボランティアの人数は減少傾向にあり、また、年々、高齢化していくという中で、高齢者の方に頑張ってもらっておりますが、安定した事業の今後の運営に苦慮しているところであります。

今後についても、ボランティアの人数減少とは逆に、利用者の増加が見込まれますので、地域ケア会議やケアマネ支援会議においても、地域課題として挙がっており、現在も本町の重要な課題と認識をし、検討を続けているところであります。今後も状況に応じて介護保険運営協議会等で対応を協議して、有償ボランティアや、調理、宅配事業者への利用等も含めて、事業の安定した継続に必要な施策を研究していかなければならないと思っております。

次に、高齢者世帯だけでなく、若者のひとり世帯増加の懸念に対する施策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

若い人において、さまざまな事情によりひとり世帯が増えることも予測されますが、例えば、生活困窮やひきこもりなどにより、将来、ひとり世帯になる恐れがある場合には、早い段階から「こころのケア相談」の紹介や、「若者サポートステーション」の相談などにつなぎ、就職支援等を受けることを進めており、生活保護に至らないように、ひきこもりにならないように自立支援の強化を図りたいと考えております。

また、昨年策定をいたしました「佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略」における、人口減少社会に対応するさまざまな事業の推進の1つとして、婚活を推進する「えん結び支援員」の配置などの取り組みも開始したところであり、独身男女による婚活イベントの実施や縁結びサポーター制度による出会いや結婚支援対策の充実強化を図っているところであります。

総合計画のお答えにしては、非常に短い、内容的に一部分でしかありません。佐用町総合計画というのは、重点施策といっても、あらゆる分野を網羅した計画であります。どの分野だけで特化すればいいという問題ではないということでもあります。

そういう中であっても、やはり財政的な、長期的な安定を図る中で、長期的視野に立った、これから町運営を行っていく、そういうことが非常に大事だというふうに考えており

ますので、この場での答弁は、これで終わらせていただきますけれども、あとそれぞれ、また、追加のご質問の中で、お答えをさせていただきたいと思っております。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 一般質問は、明日も続きますので、町長のお疲れのないようにだけ、若干な再質問だけさせていただきます。

今回、提案されている第2次、佐用町の総合計画並びに、この基本計画について、内容的には、13日の全議員による質疑が行われる予定でありますので、あえて、ここで細かいことを質問する必要もないと思いますが、方向性とか、考え方だけ若干お聞かせいただけたらと思います。

第1次、総合計画の検証結果に基づき、また、継続性も踏まえて、今回、策定された本計画で、町長答弁のとおり多種多様な施策が盛り込まれています。

29年からスタートする、これらの計画、施策の推進に当たって、これまでの事業制度や補助要綱も思い切った見直し、また、内容によっては、廃止しなければならないもの。そして、廃止して、新しい制度につくりかえていかなければならないもの等、そういう思い切った見直し、改革も重要なポイントになるのではないかなというふうに考えておりますが、町長の考え方をお聞かせください。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いろいろなこうした、第1次においても、だいたい同じような方向性の中で、いろいろな施策に取り組んでおります。

そういうものも、実際に実施する中で、それが達成できて、しかも一人一人、また、地域において、もうそうした施策が1つの効果、役割を終えて、いわば一番いいのは自立していただく、地域でしっかりと運営ができるようになっていく。こういう形がとれば、一番理想的なのですけれども、逆に、ますます、行政として支えていかなきゃいけない。そういう課題が増えておりますし、例えば、農業の分野なんかにおいても、なかなか、それまでの農家、それぞれが自分の力で農業を営んでいただいていたのが、実際に、そうした基盤整備において、また、農業施設の管理において、そして、農地を含む、例えば、農道とか、農業施設、そういうものの管理、こういうことも個人、地元だけではできないというような状況が増えてくるのですね。

そういうことで、こういうことに対して、行政として、地域のそういう現状の中で、皆さんのご要望に応じていくということが、非常に第2次計画の中でも福祉の分野、また、そうした農業の分野、そういう分野と特に、大きなこれから事業として取り組む必要があるというふうに認識をしております。

後は、そうした中で、それにかかる費用、財源をどう安定して、長期的にこれを確保していくか。このことが、非常に一方では、非常に厳しいと言いますか、大事であり厳しい問題、課題だというふうに思っております。

そういうことを、今、感じているところです。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 今回の答弁でもあって、農業のことが少し出ましたので、ちょっと、それは少し、その後にして、もう1点だけ、答弁の中で、各課で提出されるさまざまな事業について、選定作業をして、選択と集中により取り組んでいきたいというご答弁でした。
それで、29年度の予算編成に向けて、町長が重点的な目標、または核にしていきたいなということを、今の現時点で考えておられることがあれば、お聞かせいただけたらと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当面は、29年度の予算編成ということが、目の前にあるわけです。
ただ、この第2次総合計画においては10年間、前期5年間という形の中で、各それぞれ項目整備しながら、方針を上げております。
そういう中で、具体的には、事業そのものを、今ここで申し上げるということではないのですけれども、やはり前期もそうでしたけれども、これからも、そういう総合計画でありますから、あらゆる、いろんな町民の皆さんの生活を支える。また、安心して暮らしていける、そういう分野の整理したものの中でも、特に、必要なこれからの佐用町の将来にとって必要なのは、教育と人材の、私は、まず育成であろうかと思っております。
そして、そうした人材が、今後、佐用町で、まず、支えていく、いっていただくという、そのためには魅力ある雇用、働く場所というのが必要になります。
これは、先ほどの一般質問の中でありましたような、例えば、福祉の現場、施設の介護とか、介護職員、そういう職員も必要ですし、また、農林業においても、本当にこれが新たに魅力のある職場でないと、幾ら仕事をつくっても、雇用があるといって募集しても、これはなかなか、若い人、これから自分たちの生活、自分らの人生の中において、そういう選択肢の中で、そういう仕事に、これから一生かけてやろうという気にはなれないというのが、当然だと思うのですね。
だから、そういうことで、新しい技術、現在の時代に合った職場と、新しい技術を導入した農林業という分野、特に、農業の分野で今般、今、三土中学校の跡地で、取り組みを行おうとしている、こうした次世代型の農業の事業、こういうものに、これをやはり、ひとつ形の上できちっと見通しを立てていかなければいけない。そういうものを見ていただく中で、農業にもっと魅力を持っていただける。それには、当然、教育という、もう1つ前に返って佐用高校なんかの農業科学科、そういう勉強をそこでして、そういう目標を持って、入学し、勉強していただくというような、そういう教育との連携も当然、必要だと思っております。
それと、もう1つは、これはいつの時代でもそうなのですけれども、皆さんが安心して、こうして地域で暮らしていくために、何が、今、必要か。実際に必要なのが、自分がそこで生活するために、子育ての環境であったり、そうすると子供の教育ですね。また、教育に戻りますけど教育、これは、それぞれ親にとって、家族にとって一番関心の高い、非常に大事なものは、次の世代、子供の教育だと、子育てだと思えます。
そして、健康ですね後は、医療、介護、こうした分野において、町内で皆さんが安心し

て、医療が受け、介護が受けられる。こういう地域のあり方というものをつくっていかなくちゃいけない。それには、もう1つは健康づくりとういことがあるわけです。よく言われる健康寿命を少しでも延ばして、皆さん、健康で長生きをするという町。そして、一旦、そうしたのが、病、そういうことに対して、きちっとした対応、治療ができ、また、介護が必要な時には、皆さんが介護が、ちゃんときちっと受けられる。こういう政策というのは、これからさらに充実をさせていかなくちゃいけない。そういうものを含めた、全体の中、非常にこれから大事なものは、私は、広域的な、これ連携だというふうに思っております。

雇用においても、また、教育においても、医療や介護においても、佐用町だけで全てが完結するようなこと、これは今後、人口が非常に減少していく中で、当然、このことは覚悟しなくちゃいけないことなのです。そういう町、レベルを、いろんな施策、レベルを維持していくには、私は、広域にお互いが協力していくという、こう広域連携が必要です。

それと、もう1つは、財政の安定です。一番元へ戻りますが、（聴取不能）、財政の安定に努めていかなくちゃいけない。こういうあたりを、1つの大きな重点的な課題として、問題として、長期的にも取り組んでいきたいし、短期的にも来年度の予算の中でも、そういう考え方のもとに、事業を取捨選択をしていきたいなというふうに考えております。

ちょっと、長くなりましてすみません。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 29年度予算編成があつて、何よりも財政が安定化するというのは、これは一番だと思います。

町長、今、お話しされました、それぞれの項目について、これが核だというようなものが出てくるので、楽しみにしておきたいというふうに思います。

それで、先ほど言いました、農業の話に、ちょっとさせてもらいたいと思うのですけれども、佐用町の零細農家への施策の推進ですが、次期アメリカ大統領のトランプさんが決まりました。TPP離脱のニュースが早速入ってきたわけですが、そういう話は、そちらに置いて、佐用町の農家にとっては、30年の生産調整の終了に向けて、どのようになっているのだろうかという、変わっていくのだろうかという不安もありますし、不透明でもあります。

町において、農地集約を基本に各施策、制度、先ほど、答弁でもありましたように、（聴取不能）の推進に努めるということであるのですけれども、現在の答弁のあった農地プランとか、そういうようなものの推進体制の状況は、どのような現状になっているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 推進体制については、また、担当課長から答弁もさせていただきたいと思いますが、私は、国の政策として、農地の集約、効率化、大規模化、こういうことも、当然、TPPがどう発行するかしないにかかわらず、国際的な、今、価格競争とか、そういう経済状況の中で、農業においても競争の中に置かれるということ、このことは対応は必要だというふうに思います。

それと、町としても、国の政策の中で、それに町として有利な、また、皆さん方にとって、必要なことは、できる限り、それを取り入れて、推進していくということ、その体制は、当然つくらなきゃいけないということです。

ただ、それはそうなのですけれども、佐用町の中山間地の日本中同じなのですけれども、大規模化が全部できるか。効率化、集約化していいのか。これは、非常に疑問なところがあります。それは、場所、地域によると思うのですね。大きな農地、広い農地がある農業県のようなところであれば、これは当然のことで、過去からそういう状態にも既になんてきております。

だから、零細とか小規模と言いますが、私は、この部分も非常に大事にして、日本の農業には、逆に、そうした農業のあり方というのは、長年の歴史もあって適しているのではないかなというところもあります。これは、農業だけでは生計が立たないということはわかりますし、また、それによって、コストが高くなるというところもあります。

でも、品質のいいもの、安全なもの、そして多種多様なもの。そういうものを生産をしていく上では、小規模な農業というの、なおかつこれをやっていただく人を、これを大事にしなきゃいけない。いわゆる、昔から言う兼業農家ですよ。もう今の時代、若い人が、昔のような日曜百姓というようなこと言われましたね。でも、そんなことは、休みは休みで休みたい。そういう生活、1年中、普段は勤めて、休みの時には農業をするというようなことはできないのは、こういう時代ですけれどもね。しかし、その中で、できるだけ機械化をしたり、集約化をして、そしてしかも、今、高齢、65歳、70歳になっても非常に元気な高齢者というのは多いわけです。そういう方々が自分の無理のない中で、力の中で農業をして、営農していただくと、これは、やっぱり佐用町のような町というのは、非常に一歩大事にしなきゃいけないというふうに考えております。

後、課長、そうした大規模集約する体制ですね。

議長（岡本安夫君） ちよっと待ってね。ここでお諮りします。

午後5時が来ようとしておりますが、小林議員の一般質問が終わるまで時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 異議がございませんので、一般質問を続行します。

それでは、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 人・農地プランの推進の状況でございますが、本町では、平成26年度には10集落、それから27年には6集落ということで、今、現在、25集落が人・農地プランを策定されておられます。

本年度につきましては、4集落に推進して、計画策定というふうに担当等が、地元へ出向いて説明会なりとかをさせてもらっております。

農林管内でも、本町の人・農地プランの策定は、非常に多いというふうに聞いております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） はい、すみません。

町長の言われるとおりに、佐用町の農家、担い手があったとしても、国から言わせれば、大規模な農家ではないと思うのですね、小規模です。

町長言われるように、兼業農家がほとんどです。当然、そういうところを大事にしたい。そのへんのところをどうするかというのは問題なのでしょうけれども、そういう農家、それから個別、個々でやっていけば大変なので集落まとまるとか、それから、そういうことも踏まえた農地の集約ということを考えていけばいいのじゃないかと思うのです。

それで、今、推進体制でもですが、人・農地プランだけでもなしに多面的機能で、いろんな取り組みが、今、ありますので、そういうのを、どのように、もう少し推進していくかということもあると思います。

それでちょっと聞いた、一番最初の答弁の中で、ちょっと、僕の受けとめ方が、ちょっと違っているかもしれませんが、そういう事業の取り組みを検討される集落へは説明をしますよ。行きますよというようなあれだったので、僕は、そうじゃなしに、そういうことを、個別じゃなしに集落でまとまって、また、町内でいう担い手さんにわたすかいうのを、そういう制度をうまくとっていかないと、今、言われるような兼業農家でも守っていけないような状況になっていくので、そういう推進を、そういうこと取り組みたいから説明が聞きたいではなしに、こういうことしなければ、あなたたち個別でも農家でも守っていけないのですよというような推進の仕方が必要ではないのかなというふうに思います。

前も6月にも、ちょっと聞いたこともあるのですが、そういう例えば、そういう制度の取り組みができないというのは、なかなか資料をつくるのが大変だとか、高齢化になって、なかなかパソコンも使えないからということが、1つの集落で話し合ったら、1つの理由に、そういうのもあるということを知っています。

例えば、そういう活動はするけれども、そういうこと、資料ができないから取り組めないのだったら、資料をつくるようなところが、そういう交付金をもらえれば、事務費とか、そういうものでも活用ができますので、例えばそれを、書類だけをつくっていただくことを委託することも可能でありますので、そういう可能性を探って、少しでも、そういう推進ができればなというふうな、僕は、そういう思いを持っているのですけれども、いかがなものでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これはちょっと、言葉の最後のところ、最後といいますか、答弁の中で書いた、書かせていただいた、読ませていただいたのは、もう取り組みをするところへは、当然、いきますよと。その前の取り組みをしていただく、しようというPRと推進ですね、ここも当然、必要なのですね。それがあって、そういう地域で、そういう取り組みましようという時に、また、職員も当然、その段階で、また、いきますという話です。

ですから、今、そうした制度、もっと町として、担当職員、担当として、この地域なら、ぜひ今、やれそうだし、やってほしいという、全然やれないような、力がない。戸数も少なくなってしまうと、放棄田多くなっているようなところまで含めてやってくださいというわけにはいきませんが、今なら、こういうことが、やれるかやれないかなという職員として、担当として判断をする中で、掘り起こしをしたり、推進をしていくという、このような姿勢というのは、当然、大事だというふうに思います。

課長も、そういうことで取り組んでくれると思いますので、よろしくをお願いします。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） ちょっと、なぜ、ここ、そういうことを話をさせていただいたか言いますと、集落営農とか担い手農家への、それぞれの農地の集約というのは、その地域の農地が、その地域ですよ、その地域では優良な農地でしか、なかなか作業効率から見ても進んでいかないというふうに思っています。

それで、町内の基盤、ほ場整備ですね、基盤整備で完了したところは、早い地域では30年以上になる。30年そこそこになります。だいたい、那手のほうは最近終わりましたけれども、通常、15年から20年ぐらいで完了した地域がほとんどになっています。

それで、そのほ場整備した基盤いうたら15年から20年で長いこと機械でやっていますので、下が傷んでくると。それで、ましてや、本年みたいな長雨になれば、機械を入れると、どうしても湿田のような状況になって、コンバインとか、そういうのがずり込んで、大変だった。なかなか稲刈りができなかった。それで、基盤を傷めてしまったということも、それぞれの田んぼで、今年は特に言っています。そういう状況で、基盤を傷めた農地が結構増えたのじゃないかというふうに思っています。

これを再整備しようとするれば、町単の土地改良事業では、なかなか大変です。財源的にも大変でしょうし、やるのもごくわずか、しれた範囲になります。これをやろうとするれば、補助事業にもっていかなくちゃならん。

補助事業にもっていこうとするれば、人・農地プランとか多面的機能とか、そういう制度に取り組んでいなければ採択基準に合わないというような形になっています。

そのへんを、そういう優良農地を守っていこうとするれば、そういう取り組みも含めながらやっていかないと、そういう制度に乗っていかない。そのまま、湿田のままで置いたら、だんだんつくらなくなって、そこの部分を荒らしてしまうということにつながっていますので、こういう制度を推進していった、少しでもそういう形のものができれば、そういう農地を守っていった、町でいう優良な農地が守っていければというふうに、ちょっと考えたのですけれども、そういう推進をお願いしたいなと思うのですけれども、いかがですか。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 農地の分につきましては、土地改良事業につきましては、そういった単独での再整備みたいな形は、非常に難しいと思うのですけれども、これ補助を入れようと思ったら、大規模いうのか、大区画にするとか、そういった形になってくると思います。なかなか、そういった対応はできないのじゃないかなと思うのですけれども、そういった排水対策とかにつきましては、今も町の土地改良事業で実施したりしておりますので、それに引き続いてやっていきたいなとは思っております。

また、農地中間管理機構を通しての借り受け希望とかいうのは、佐用町の場合、15形態が、希望面積としては216ヘクタールというような形で、まだまだつくりたいというような希望を聞いております。

それで、その希望される形態の方にしましても、やはりほ場整備をしていたというのが、

ほとんどの方条件に入っていますので、まだ、未整備のところもたくさんあると思いますが、ほ場整備の可能地区については、そういった推進もしていかなければいけないかなというふうに感じておるところです。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） はい、すみません。

整備できたこと、今、ほ場整備でも湿田になって排水対策をしようとするれば、そういう補助制度に乗っておかないと、交付金とか国の補助制度に乗っていかないと。

ただ、町の土地改良の単独の土地改良だけと言え、12月議会でも補正はされておりますけれども、それもやっぱり限界があるんじゃないかと思っておりますので、そういう推進をして、そういう集落が取り組んでいただければ、そういうところも補助制度に乗って、改善ができていく。そうすれば、財源的にも助かる話ではないかなというふうな、ちょっと思いを持って言ったので、今の田んぼを、3反区画の田んぼを6反区画とか、そういうのにするのではなしに、そういう町としての優良農地は守れるような手法があるのではないのでしょうかという、ちょっとお話をさせていただいたので、よろしく願いをします。

佐用町の優良農地、前にも言ったこともあるのですけれども、その集落とか地域で本来守って、自分たちで守っていける農地と、これ以上、守れないのだという農地の線引きができないかなと思うのです。

この線引きというのは、生産調整があるうちは、やっぱり線引きはできないと思います。作付面積に影響してきますので。しかし、30年に生産調整が終わると、廃止になるとすれば、そういう線引きをしていってもいいのではないか。地元と協議をしてですけれども、線引きをしていってもいいんじゃないかなというふうな思いを、ちょっと持っています。

それで、線引きから外れたところについては、まあまあ町長が言われるように、ミツマタの植栽の推進とか、この間の林業講演会でありましたセンダンですか、そういう、それだけじゃないですけど、そういう方にも活用できる土地として、活用できるようなことも考えていける、そういう可能性につかかっていけるんじゃないかと思っておりますので、そういうところで、そういう線引きというのは、なかなか難しいと思われるのでしょうか。どんなもんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） もう既に、実態として、もう長年、水稻、田んぼとしては活用されていない。草刈りだけの管理をされているとか、そういうところで、線引きする、しないということを以前に、もう既に、そういうところが、かなり実態としてわかれているということはあると思います。

ただ、やはり、その中にも、農家の方、自分の田んぼを大事にして、そこは農地として、ずっと今、守ってつくっていきたい。そういうところも、当然、ありますので、区域で大きく線引きして、これ以上は、農地としてはもう、地目としても農地ではない、雑種地にしますよとか、そういうことは、当然、なかなか乱暴なことではできないと思います。

ただ、そうは言っても、できる限り、いわゆる優良農地、きちっとほ場整備がされて、

農業施設もあって、十分に営農ができる場所は、本当に守っていかなければなりませんので、逆に、そういうところの荒廃しているところを、改めて農地として、みんなで、地域で活用していただくというようなことの取り組みも必要かと思えますし、既に、昔の棚田で荒廃しているところのような土地については、新たな、今言うミツマタなんかが適正であれば、そういうものも植えていくとか、ほかの転用、活用方法をすることによって、土地の活用ということで考えていく必要もあろうかと思えます。

ただ、農地を雑種地なんかにかえるということ、これは登記上の地目の話になってきますので、もう既に、森林、木が生えて、原野なり山林なんかになってしまっているようなところでも農地として地目で残っているところもあります。そういうところについては、今、地籍調査も行っている中で、地目の変更も行っているというふうには思っております。

かなり、そういう農地としての実際の登記上の地目と、実態の農地というのは大きく変わってきていることは確かであろうかと思えます。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） すみません。

ちょっと、質問が言葉足らずで、農地を全部全て雑種地とか、そういうのに転換せいという意味で、ちょっと質問させていただいたわけじゃなくって、地域での農作物をつくる農地と、そうでない農地というのを線引きはする必要があるのではないかなという意味合いだったのです。

農作物をつくる場所は、集落で共同で守っていく。それで、そうでないところは、そういうミツマタとかセンダン、ほかの転換。ほかの転換いうたら、また、誤解を与えますが、ほかのもので守っていけるところは守っていく。そういう線引きが、地域で話し合っやっていけば、将来的に、例えば、その集落で大変なことになった時にも担い手さんが、ちゃんと扱ってくれるような雄大な農地として守っていけるんじゃないかという意味で、ちょっと質問させていただきましたので、これちょっと誤解を受けたようだったので、ちょっと、そういうさせていただきます。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 優良な農地というのは、100パーセントとは言いませんけれども、基本的にはほ場整備、区画整理ができていっている土地という、イコールというふうには考えないと、それができていなくて、農道もない、水路もちゃんとしたものがないということでは、このへんは、なかなかこれを全体で守っていくということは、難しいなと思えます。

そういう意味では、既に、先ほど、課長も言いましたように、まだ、ほ場整備ができる条件があるのに、できていないところ、こういうところは、改めて早く整備を行っていただく。後は、地域地域の中で、面積広いところがほ場整備されているので、そのほかのところ、整備がされていないところについては、先ほど、今、言われました、活用としては、新たな活用に変えていかなきゃいけない。それを放っておいてカヤが生え込んだり、そこがイノシシや鹿の住家になるようなことでは困りますので、そうした形が必要かなというふうには思いますね。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） この農地の問題については、総合計画、また、基本計画でも農林業の振興という部門で文言も入って、将来に向けた対策というものを考えていただきたいというふうに思います。

次に、給食サービスのことについてですけれども、わかればですけれど、給食サービス、それから配食部門のだいたい平均年齢いうたら何歳ぐらいかわかりますでしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 先ほども町長がお答えしましたように、ボランティアさんの数が400人を超えて、当然、名簿はもらっておりますので、だいたいお年はわかる方もいらっしゃるのですが、名簿には項目として生年月日というものがございませんので、はっきりしたことは言えませんが、1グループと言いますか、1つの地域で私も計算してみたのですが、69.2歳ということで、今の段階でしたら何とかいけると思うのですけれども、おっしゃるとおり、このまま5年、10年、後の方が続かなければ大変だろうなというふうに感じております。以上でございます。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 高齢者、69歳いうたら、今、まだ若いと言われるかもわかりませんが、毎年1つずつ年をいかれるので、高齢者の部類も入ってくる部分もあるのでしょうけれども、いろいろ話を聞くと、やっぱり配食サービスしよっても、高齢になったから交通事故の問題とか、それから行く時間とか道のりとか、そういうので、なかなか大変なんだ。それから調理品目とか配食時間、そういう経路でも相当気を使われて実施をされているという話を聞きます。そういう話が伝わってくると、後誰か地域でやってくれへんかという声をかけて、一生懸命探されるのですけれども、なかなか引き継いで、新しくやろうかという人が、なかなか少ない。やってやろうという人もいないというような状況です。

この事業は、やっぱり大切な事業ですから、継続をしていかなければならない。だから、答弁でもあったように、こういう、それぞれ経費の問題とか、いろんな問題はあるかと思うのですけれども、将来的には、そういう委託をできるようなことが考えられないかということを考えています。

答弁にも、そういうことも今後考えていくという、総合的に考えていくということでしたので、そういうことを、また、そう遠くなく、直近に来るような問題ですので、検討をお願いをしたいというふうに思います。

それで、そういう委託をするということは、例えば、業者でなくても、誰か、そういうことをするよということになったら、新しく、ひよっとしたら起業が生まれる可能性もな

きにしもあらずかもわかりませんので、そういうことをお願いをしたいと思います。

それと、もう1つ町民の安心な暮らしを守る観点から、高齢者だけでなく、今後、若い人という質問をさせていただきました。これも僕の質問通告書の言葉足らずで、生活困窮、ひきこもり、結婚支援対策、これは当然、必要なのですけれども、ちょっと、そういう意味で質問させていただいたのじゃなくて、男女に問わず、いろんな生活事情とか、体調の変化とか各家庭の事情によって、今後、若い人いうのか50代、60代でもひとり暮らしの家庭が増えてくるかもわからないということが予想されてくる。

それで、そういう、ひとり暮らしの人が毎日の生活の中で、常に不安と隣り合わせといえますか、そういう思いをされている。毎日じゃないでしょうけれども、しかし、夜になると、そういう不安。昼間でも、ひとり暮らしいうたら寂しいものであります。そういう不安と隣り合わせであって、安心な暮らしを守る観点から、その日々の生活の中で、今までの1つの動きで元気で過ごされている。わかるようなシステムとか、そういうものができております。

これを導入しようというわけではないのですけれども、しかし、そういうことができるような時代になっているから、個人の了解と受益者負担とか、そういうものは、当然、必要になってくると思うのですけれども、そういう高齢者世帯やひとり暮らしの世帯の安否確認と言えば、大変大げさかもわかりませんが、日に1回の確認と緊急時の通報を兼ねた、そういう見守りシステムのようなものが導入することができないだろうかということを、ちょっと考えているのですけれども、このへんのところは、どのように考えられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまでの、そうした対策というのは、相当高齢の方を対象で、いろいろと見守りを行うとか、地域での取り組みも含めてしてきたわけです。

ああして高齢者にも緊急通報システムとか、そういうものを町としても整備するとか、行ってきております。

ただ、確かに、今、社会の大きな変化の中で、家庭を持たないというのか、ひとり暮らしの方が結婚されない方が、もう既に、だんだんと年を当然、とられます。それが50代、60代になってこられて、当然、今まででは、50代、60代というのは、当然、まだ若い。そういう支援までは考えることができなかった年代です。

でも、私は、元気な方というのか、社会に出て、社会の中で、それぞれの役割、いろんな形、活動されている方は、それはそれで、そこまで何も行政がどうということは必要ないと思うのです。

しかし、一番、そういう中で心配なのは、ここにも話しました、ひきこもりとか、社会的な中で、生活ができない。社会へ出ていけない方が、非常に今増えているという実態ですね。こういうものが、まだまだ表へといいますか、問題として出てきていないのですけれども、こういう方も、年齢的には、例えば、50代だとか60代であっても、例えば、今まで一緒に暮らしておられたご両親が体を悪くされて、入院されたとか、最終的には亡くなられたというような場合に、当然、この人たちの生活というものが、いっぺんに、これを見守るといえることはできないくなる可能性が非常に高いのですね。

こういう方が、町内に、今、何人いらっしゃるか。そのために、かなりの数がいらっしゃるだろうというのですけれども、なかなか、これを実態把握、きちっとはできません。

しかし、かなりの数、人数の方がおられるというようなことは、推測ができるわけです。

ですから、そういう方が、少しでも早いうちに、社会の中に出て、地域に出ていただく、地域とコミュニケーションができるようにして、できれば何らかの仕事をしていただく。できるように、こういう支援をしていかないといけない。こういうことを、私は、この若者サポートステーションとか、そういうことをイメージして言っているのです。

だから、幅広く言えば、みんなのものになるので、なかなかそこまでは、できないのですけれども、一番やっぱり心配される場所は、私は、やはり、そういう今の現状が、各地域に存在しているということ、このことは、十分に町としても捉えて、考えていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。以上です。

[小林君 挙手]

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） 今度の第2次佐用町総合計画、また、29年度から始まる前期の基本計画、そして、平成29年度の予算編成に向けて今、努力されているところです。これに沿った、今度、新たに出てくる施策が、佐用町にとって、夢のある施策、また、夢を実現するような施策であるということを期待して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

3番（小林裕和君） 小林裕和君の発言、終わりました。
お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日8日、午前10時より再開します。それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後05時25分 散会